# 平成20年 第4回 (定例) 由 布 市 議 会 会 議 録 (第6日)

平成20年12月11日(木曜日)

# 議事日程(第6号)

平成20年12月11日 午前10時00分開議

|       |        | 平成20年12月11日 午前10時00分開議          |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1  | 報告第7号  | 平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について       |
| 日程第2  | 議案第80号 | 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について |
| 日程第3  | 議案第81号 | 由布市立保育所条例の廃止について                |
| 日程第4  | 議案第82号 | 由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について       |
| 日程第5  | 議案第83号 | 由布市職員定数条例の一部改正について              |
| 日程第6  | 議案第84号 | 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について          |
| 日程第7  | 議案第85号 | 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について         |
| 日程第8  | 議案第86号 | 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指 |
|       |        | 定について                           |
| 日程第9  | 議案第87号 | 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について         |
| 日程第10 | 議案第88号 | 平成20年度由布市一般会計補正予算(第3号)について      |
| 日程第11 | 議案第89号 | 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい |
|       |        | て                               |
| 日程第12 | 議案第90号 | 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について  |
| 日程第13 | 議案第91号 | 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につい |
|       |        | て                               |
| 日程第14 | 議案第92号 | 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に |
|       |        | ついて                             |
| 日程第15 | 議案第93号 | 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)につ |
|       |        | いて                              |
| 日程第16 | 議案第94号 | 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ |
|       |        | いて                              |

追加日程

日程第17 議案第95号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

ついて

日程第18 認定第2号 平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定に

日程第1 請願・陳情について

日程第2 議案第96号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 報告第7号 平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について 日程第2 議案第80号 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について 日程第3 議案第81号 由布市立保育所条例の廃止について 日程第4 議案第82号 由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について

日程第5 議案第83号 由布市職員定数条例の一部改正について

日程第6 議案第84号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第85号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について

日程第8 議案第86号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について

日程第9 議案第87号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について

日程第10 議案第88号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第3号)について

日程第11 議案第89号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第90号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第91号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第92号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に ついて

日程第15 議案第93号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第16 議案第94号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第17 議案第95号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第18 認定第2号 平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定に ついて

#### 追加日程

日程第1 請願・陳情について

日程第2 議案第96号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

# 出席議員(24名)

| 1番  | 小林茸 | 善弥子君 |  | 2番  | 髙橋  | 義孝君         |
|-----|-----|------|--|-----|-----|-------------|
| 4番  | 新井  | 一徳君  |  | 5番  | 佐藤  | 郁夫君         |
| 6番  | 佐藤  | 友信君  |  | 7番  | 溝口  | 泰章君         |
| 8番  | 西郡  | 均君   |  | 9番  | 渕野に | けさ子君        |
| 10番 | 太田  | 正美君  |  | 11番 | 二宮  | 英俊君         |
| 12番 | 藤柴  | 厚才君  |  | 13番 | 佐藤  | 正君          |
| 14番 | 江藤  | 明彦君  |  | 15番 | 佐藤  | 人巳君         |
| 16番 | 田中真 | 真理子君 |  | 17番 | 利光  | 直人君         |
| 18番 | 久保  | 博義君  |  | 19番 | 小野二 | 二三人君        |
| 20番 | 吉村  | 幸治君  |  | 22番 | 生野  | 征平君         |
| 23番 | 山村  | 博司君  |  | 24番 | 後藤  | 憲次君         |
| 25番 | 丹生  | 文雄君  |  | 26番 | 三重興 | <b>予精二君</b> |
|     |     |      |  |     |     |             |

# 欠席議員(1名)

21番 工藤 安雄君

# 欠 員(1名)

# 事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

# 説明のため出席した者の職氏名

| 市長        | 首藤 | 奉文君 | 副市長    | 清水  | 嘉彦君     |
|-----------|----|-----|--------|-----|---------|
| 教育長       | 清永 | 直孝君 | 総務部長   | 大久仍 | <b></b> |
| 総務課長      | 工藤 | 浩二君 | 総合政策課長 | 島津  | 義信君     |
| 行財政改革推進課長 | 相馬 | 尊重君 | 財政課長   | 長谷川 | 澄男君     |
| 人権・同和対策課長 | 衛藤 | 秀人君 | 会計管理者  | 米野  | 啓治君     |
| 産業建設部長    | 荻  | 孝良君 | 農政課長   | 河野  | 隆義君     |
| 建設課長      | 佐藤 | 省一君 | 水道課長   | 目野  | 直文君     |

 健康福祉事務所長
 立川
 照夫君
 福祉対策課長
 加藤
 康男君

 子育て支援課長
 宮崎
 直美君
 環境商工観光部長
 吉野
 宗男君

 環境課長
 溝口
 博則君
 挾間振興局長
 後藤
 巧君

 庄内振興局長
 川野
 雄二君
 湯布院振興局長
 太田
 光一君

 湯布院地域振興課長
 古長
 雅典君
 教育次長
 高田
 英二君

 生涯学習課長
 二宮
 正男君
 消防長職務代理者
 浦田
 政秀君

 代表監査委員
 佐藤
 健治君

午前10時00分開議

○議長(三重野精二君) 皆さんおはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、連日の本会議になりますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

工藤議員から所用のため欠席届が出ております。ただいまの出席議員数は24人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

これより、各議案の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い議案ごとに締め切り日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会にてお願いをいたします。

# 日程第1.報告第7号

○議長(三重野精二君) それでは、日程第1、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精 算報告書についてを議題として質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を 終わります。

# 日程第2. 議案第80号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第2、議案第80号由布市社会福祉法人に対する助成の手続 に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、20番、吉村幸治君。

〇議員(20番 吉村 幸治君) 20番、吉村です。この社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定ということですが、説明の中で本来ならば、この由布市がスタートした時点で条

例化してなかったものを、ちょっとミスがあったか、ちょっとそういう理由で今議会に条例制定 をお願いしますという説明があったんですが、それでよいのかということと、もしそういうこと になれば、条例が制定されてなかったこの3年余の間の助成金について、市としてどのように考 えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

- **〇議長(三重野精二君)** 福祉対策課長。
- ○福祉対策課長(加藤 康男君) 福祉対策課長です。20番、吉村議員にお答えいたします。

このたびの民営化で、移管法人である社会福祉法人に対する財産の譲渡及び貸付等の助成の手続に必要な事項等を調査する時点で、社会福祉法第58条第1項、所定の条例が旧町時代より存在してないことに気づきました。

御質問の2項目目で、これまで助成した金額をとのことでございますが、由布市となりまして 社会福祉法人に対する助成金額につきましては、社会福祉協議会補助金及び特別養護老人施設若 葉苑建設補助金の1億1,670万3,500円並びに若葉苑施設の土地の無償貸付があります。

また、民営の保育所関係では、改築工事、一時保育事業、障害児保育対策事業に対する補助金が4,223万6,500円、総額で1億5,894万円の補助をしているとこでございます。

- 〇議長(三重野精二君) 吉村幸治君。
- ○議員(20番 吉村 幸治君) はい、わかりました。1億円を超える助成を条例なしで、制定なしで支給したということに対する監査請求とか、そういうものが出た場合に、市としていわゆる返還しなさいと、これは条例下のもとで払った助成ではないから、返すべきだというふうなことが出た場合に、どういう対応をされるのか。
- **〇議長(三重野精二君)** 福祉対策課長。
- ○福祉対策課長(加藤 康男君) 済みません。それは適法であるかということにつきましては、 社会福祉法第58条第1項に規定する社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を定めてい なかったことで不備がありました。しかしながら、これまでの補助金交付は由布市補助金交付規 則に基づくものであり、市議会において予算の議決や決算の審議を経て、認定を受けたものであ ります。

このことについての判例によりますと、社会福祉法第58条第1項所定の助成に関する手続を 定めた条例を欠く状態で行われた補助金交付が、直ちに違法となるものではないとする判例が、 昭和52年の福島地裁や昭和63年の大阪高裁で、同様の判断が示されているとこでございます が、これまでの取り扱いに不備があったことには変わりはありませんので、その点につきまして は、おわびをいたします。

- **〇議長(三重野精二君**) 20番、吉村幸治君。
- 〇議員(20番 吉村 幸治君) そうした予算を認めてきたこの議会側にも、一つの責任はあろ

うかと思いますけれども、さきの本議会においてその条例制定云々のいろんな意見が出ております。そういうことになったときに、十分なるその部論理想といいますか、そういう質問に対する的確なる説明ができるように、執行部としては準備をすべきだと、またしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) 今の議員さんと同じ趣旨ですので、もう結構です。
- ○議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

## 日程第3. 議案第81号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第3、議案第81号由布市立保育所条例の廃止についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。 1番、小林華弥子君。

○議員(1番 小林華弥子君) 81号、82号両方共通して質疑の通告を出しております。民営化するということについての条例ですけれども、まず1点目は、何度も市長のほうから保育園、寿楽苑民営化しなければ財政が厳しいということを、さんざんおっしゃっておりました。

全員協議会にまで来て、いろいろるる御説明をされていましたけれども、どう聞いてもとにかく財政が苦しいことが一番の理由だというふうにしか聞こえないんですけれども、もう本当に財政のためだけで民営化をしなければいけないというふうにお考えなのかどうか。

保育の水準も変わらないし、何ら迷惑がかかることないというのはわかりますけれども、逆にもし財政が苦しくなければ、民営化はしないのかと。どうしても民営化しなければならない理由 というのが、財政問題以外にあるのかどうかということ。

それから、保護者から一定の理解を得られたというふうにおっしゃいましたけれども、その一定の理解というのは、具体的にどういうことを言ってらっしゃるのかということをお伺いします。それから、3点目は、これ全員協議会でも大分質問が出たと思うんですけれども、民営化といってもほとんど無償譲渡して、土地も10年間貸すということなんですけど、その後行政の責任はどこまで追求されるのか、全くその運営とか、移管後の市の責任というのを一応書いてらっしゃいますけれども、苦情、解決については何か第三者委員会を設置して話し合いをします程度ですけれども、具体的に行政としてはどこまで運営の中に口を挟めるのかと、指導ができるのかというようなことが、もうちょっと明確にわからないので教えていただきたいというふうに思います。

それから、その民営化された後に、実際にもう選考委員会が終わっておりまして、受託する受 託法人が決まっているようですけれども、この受託法人を選考する資格審査などについては、ど のように選考の項目を決めたのかというところをお伺いしたいと思います。 以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(宮崎 直美君)** 子育て支援課長です。民営化しなければならない理由ということですが、大きなものに国、県、公立への運営費補助金が廃止される一方、民間の保育所にはこれまでどおり補助金が交付されていないということが大きな問題となっております。

それから、保育所では今保育料や施設、保育内容ということは、公立であれ私立であれ変わらないということは申し上げてきたところでございます。

それから、保護者や関係者の理解ということですけれども、保護者には民営化の説明を平成 19年から開催してきました。それと、保護者説明会、それからガイドラインの説明、ガイドラ インの答申が終わりまして、それから後にも保護者の説明会をいたしております。

その中で、挾間保育所のほうからもガイドラインの答申の中で、まだ納得できないということでアンケート等を私のほうはいただきまして、そのアンケート等にも答えてまいりました。事業所の選定委員会には、挾間保育所の保護者の代表の方も出ていただいて、選考していただきました。

それから、民営化後の行政の責任ということですけれども、これにつきましては、――済みません。社会福祉法の56条の中に一般的な監査の中で社会福祉法人に対してその業務または会計状況について、監視、報告を徴することができるという部分がありますので、社会福祉法第56条のほうで審査ができるかと思われます。

以上、報告を終わります。

それから、保育所の応募者の評価基準ということですが、15項目を定めております。1に応募理由が1、それから運営計画、保育目標と指導指針、円滑な保育の引き継ぎ、給食について、それから児童の健康管理、安全管理、保護者への対応、保育の質の向上、乳幼児及び障がい児保育、地域との連携、それから職員配置、それと新規採用計画、新規採用の分の職員配置予定、職員配置に係る基準提出算定表、それから、提案書ということの15項目について、1人5点ということで75点、選定委員さんが8人おりますが、15項目の5点法の75点を基準として選定をさせていただきました。

以上です。

- **〇議長(三重野精二君)** 小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) ちょっと聞き方がうまくないのか、ちょっと半分ぐらいしか答えになってないんですけど、民営化しなければいけない理由が、お金のこと以外にあるのかっていうことなんですよ。その保育料が変わらないとか、補助金のこともさんざん聞きましたので、よ

くわかります。だから、お金以外のことで民営化しなければいけない理由があるのかと。

もしそのお金の問題がなければというか、その負担とかそういうことが変わらなければ、民営 化しないでいたのかっていうことです。そのお金の面だけが理由で民営化ということを目指して いるのかどうかということを、どう考えているのかというのが聞きたかったんです。

それから、そうですね、市長でも結構です。要するに、公立で保育園を運営することよりも、 民間が保育園を運営することのほうが必要だというふうに思われることが、お金以外にどういう 理由があるのかということです。

もしお金があれば、それから補助対象も変わらなければ、本当は公立で運営するほうが望ましいと考えてるかどうかということです。

それから、一定の理解というのは、過去そうやっていろいろ説明してきたことも十分知ってます。それ1年間も延ばして、保護者の理解を得たいと言ってこられたっていうことはわかります。それで、一定の理解が得られたって言ってるってことは、その最初の保護者たちはずっと反対をしていたと。それ一定の理解を得られたってことは、保護者たちが何か変わってきたのかっていうことです。

要するに、反対して民営化してほしくないって言ってる人たちが、一定の理解ということは、 民営化してもいいというふうに言ってきたとか、何かその一定の理解を得られたって、何が変わったのかと。当初から何が変わってきたのかという部分を、具体的に教えていただきたいという ことです。

それから、民営化後の行政責任についてなんですけれども、その社会福祉法で定められてる監査ができるというのは、これは一般的なもので、今まで今市内にあるいろんな民営保育園と同じだと思うんですけれども、そうすると、この例えば第三者委員会で何か苦情があったときに、市が対応できるみたいなことも書いてますけれども、今まで、今ある、既にもうある一般の民営保育園と全く変わらないってことなんでしょうか。

それとも、今回市が持っている保育園については、別に特に例えば何か問題があったときに、 その部分について市が関与できると。ほかの保育園と全く同じになってしまうのか、条件が違え ば市のほうから指導したり、特別にできるという違いがあるのか、ないのか。

それから、経営審査資格、資格審査の要件っていうのわかりましたけれども、ちょっと気になったのが初日の一般質問で、同僚議員さんが何か追求しておりましたけれども、その受託法人のいろんな経営状況とか、そういうことまでは審査をしなかったのかどうかです。もう一度お願いします。

- 〇議長(三重野精二君) 健康福祉事務所長。
- 〇健康福祉事務所長(立川 照夫君) お答えをいたします。

一定の理解ということ、最初のほうですね。財政面以外の理由があるのかということなんですけども、国のほうから民にできることは民でというようなこともありまして、ぜひとも民営化ということを強く打ち出したいということでございます。

一定の御理解は得られたのかということでありますが、先ほど申しましたように、1年間猶予 したということであります。最終的に反対をされている方の代表の方が、選定委員さんのほうに 加わっていただいて、選定をしていただいたということで、そこ辺からも一定の御理解をいただ けたのかなというふうな思いであります。

次に、苦情処理ということでございますが、苦情処理につきましては、この民営化に係る分だけの苦情処理を1年間、特別な委員会を設置いたしまして、そこで苦情処理に係る分の件は片づけるということになってます。

あと資格ということでございますが、受託法人はそれぞれ由布市内で保育所を運営する認可法 人ということで、毎年県のほうの監査を受けてるということで、資格は十分だろうということで ございます。

以上でございます。

- **〇議長(三重野精二君)** 小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) もう3回目、最後ですから確認です。保護者の一定の理解というのは、保護者の代表が選定委員会に出てきたことで理解を得られたという判断してると、そのことだけですか。

私は、やっぱり平行線なんだと思うんです。平行線だったら平行線のままだって言ったほうがいいと思うんです。平行線のままだけど、行政はもう踏み切るんだというふうに言っていただかないと、理解してない保護者が理解しましたって言われてるってことは、私は逆に問題があると思いますから、最後まで反対してる人がまだいて、その人たちの理解は変わってないと、理解を得られてないけれどもっていうんだったら、私そういうふうに言うほうが現実あってると思うんです。

どういう状況をもって理解を得られたと、その選定委員会に保護者の代表が出てきたっていう ことだけで、一定の理解を得られたというふうに言ってるってことだというふうに今お聞きしま したので、それ以外にはないんだったら、そういうふうに言うべきじゃないかなと思いますので、 そのこと確認をさせてください。

その苦情処理委員会は、1年間だけなんですか、それは。1年間だけで2年後以降は、もうそういうことは設けないっていうことなんでしょうか。

- 〇議長(三重野精二君) 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(宮崎 直美君)** 子育て支援課長です。一定の理解をどういうふうにして得ら

れたかという御質問だと思います。

反対される方がおります、中には。それがどうしても民営化には反対だという人が、まだいらっしゃることは確かです。その中でも、再三私たちが説明会をした中で、保護者の中から園の中では言えないんですけれども、このままの状態では、子どもたちに迷惑がかかります。市としては、進めるのであれば、早目に方向性を出してほしい、でもそのことを私個人の名前で言ってほしくないんですが、園としては反対という中で、1人だけ反対はできないんですがということで、個人的にも私のほうにも電話なり、話なりがありました。

そういうことも含めた中、それから保護者説明会を開いていくうちに、だんだんと人数が少なくなり、最終的には十二、三人ぐらいになりまして、ほとんど発言をする方もう1名か2名ぐらいのほうになりました。

実際に、じゃあ何が反対なのかということを話しても、とにかく反対だということになりましたので、市としては一定の理解を得たというふうに、――反対は確かにありますが、そういうふうにして進めさせていただきたいと思っております。

- **〇議長(三重野精二君)** 健康福祉事務所長。
- **〇健康福祉事務所長(立川 照夫君)** 苦情委員会の件でございますが、協定書の中には、民営化に係る分の苦情の処理は、市が1年間は介入するということでございます。その後も、もしも市が介入しなければならない事案が生じましたら、また受託法人とも話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

# 日程第4. 議案第82号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第4、議案第82号由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子君。

- ○議員(1番 小林華弥子君) 同趣旨であれば、その寿楽苑についても民営化しなければいけない理由という部分と、これは保護者ではなく関係者ですね、入所していらっしゃる関係者の方々の理解っていうのは、どういうふうに確認をされたのかということと、先ほどと同じで苦情処理というのは、同じように1年間だけなのかということ、同じことです。
- 〇議長(三重野精二君) 福祉対策課長。
- **〇福祉対策課長(加藤 康男君)** 福祉対策課長です。1番議員さんにお答えいたします。

民営化しなければならない理由といたしまして、現在施設の老朽化とあわせまして、入所者の 平均年齢が80歳を超え、外部からの介護保険サービス等を受け入れ対応している状況ですが、 入所者や職員にとってもきめ細かなサービスの提供が、年々施設内だけでは難しくなっています。 このことから、民間活力の導入施設としての位置づけもありますが、あくまでも入所者の立場 に立ち、よりよい方向性として民営化が望ましいと判断したところでございます。

2項目目の保護者や関係者の理解につきましては、身元引受人や関係者への説明会を開催し、 最初は民営化に対する不安があったようでございますが、入所措置費や入所負担金が変わらない ことや、措置内容について説明する中で、反対というような意思表示はありませんでして、むし ろ不安な点が入所措置費や入所負担金等の不安が、説明によって納得していただいて、最終的に は反対者はいないような状況から、一定の理解を得てるというふうにしたとこでございます。

民営化後の行政責任につきましては、保育所の扱いと同様にしたいと思います。

受託法人の資格審査等につきましては、養護老人ホーム施設の設置は、老人福祉法第15条第4項の規定により、社会福祉法人は厚生労働省例の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて設置されるものでございまして、その社会福祉法人は数多くあるんですが、その中で養護老人施設を存続し、サービス提供の向上、充実を勘案し、高齢者福祉事業を実施している市内の社会福祉法人といたしたとこでございます。

選定につきましては、経営状況の項目も入れまして20項目の1項目5点方式で、20で100点満点ということで、あらかじめ結果的には1法人となりましたが、60点以上を的確とみなすということを取り決めいたしまして、選定に当たったとこでございます。

#### **〇議長(三重野精二君)** 小林華弥子君。

○議員(1番 小林華弥子君) よくわかりました。あと最後に、市長にもう一点最後、先ほど聞いた件をお願いしたいと思います。部長からは民でできることは民でという国の流れだからということが、一つ大きな民営化の理由だというふうに言われておりましたけど、特に私この寿楽苑のような施設があるというのは、庄内町からあるというのは、すごくある意味びっくりしたというか、すばらしいなと思った、合併した後にですね。こういう施設を小さいながらも自治体が持って、福祉に力を入れてきたという過去の行政姿勢があらわれてたと思うんです。

でも、いろいろ昨今のそういう国の状況ですとか、あるいは経済的なことが理由だっていうの はよくわかりますけれども、市長は旧庄内町時代から首長務めてらっしゃいまして、こういう福 祉施設を手放すということについては、市長はどういう基本的なスタンスとしてお考えなのかと いうことを、一言言っていただければと思います。

## 〇議長(三重野精二君) 市長。

**〇市長(首藤 奉文君)** 市の財政とか、いろんなことで今までどおりきちんとやっていけるという状況は、一番私は望ましいと思ってます。

しかしながら、今本当に全国的でありますけれども、自治体の財政というのは非常に厳しい状

況がありますから、そういうことを勘案したときに、やむなくこういう状況をとらざるを得ない というふうに私は考えております。

反対される方の気持も十分よくわかっております。そして、やっぱり自分の手元に置いてやる のが一番いいとは思いますけれども、今現状の中では、非常に厳しいというふうに考えて、この 方法をとっているわけであります。

○議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

# 日程第5. 議案第83号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第5、議案第83号由布市職員定数条例の一部改正について を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

- ○議員(8番 西郡 均君) 職員定数条例の中で、違和感があるのが部局という表現です。確かに、市長部局には部も局もあります。しかし、事務局しかないところを指してるんですね。あるいは、教育委員会を指して部局などという言い方をするというのは、あるんだろうかと。ときどき由布市は、あっちゃならないことをしょっちゅうやっておるんですけども、基本的にそういうことで用語の使い方を間違ってるならね、改正の際にきちっとやっぱり直していくと、そういうふうにしてほしいんですが、その点はどうでしょうか。
- 〇議長(三重野精二君) 総務課長。
- ○総務課長(工藤 浩二君) 総務課長です。8番議員さんにお答えいたします。

今の部局の、多分提案理由の監査委員の「事務部局の職員の」というところと思いますが、議案、次のページで新旧対照表も見ていただけるとわかるんですが、現行条例も現在も議会事務局の事務部局のといった形で使っております。そういったことで、今回改正につきましても、そのままそれを用いまして、監査事務局の事務部局という形を使用をいたしております。

この部局といいますのは、言われますような各主要部局における部局と、部の何部の部という 局ということの使い道ではなくて、それぞれの広い意味での部局といった形の使い方をした表現 の部局ということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) 理解ができんから言いよるんですよ。その事務局という表現がき ちっとあるにもかかわらずね、なぜわざわざ事務部局なんちゅう言い方をするんかっちゅうこと を疑問に思って、これ前も言ったんですよ。しかし、全然とりあいもせんかったんですね、前の ときも。

だから、少しは考えてほしいという意味で言ってるんです。ましてや、今度監査委員の事務局について定数を定めるわけなんで、きのうから聞いてみますと、監査委員さんは別にそんな要望を全くしてないんですね。きちっとこういう監査の仕事があるから、私たちはこのくらい欲しいんだというような姿勢が欲しいにもかかわらず、いや、今はその行財政改革へ執行部に対してはそんことは言えませんみたいなことを平気で言ってるような状態の中で、あえてこういうようなとこつくる必要があるのかというのが、率直な私の感想です。

それで、あえて執行部のほうはつくりたい、つくりたいっち言いよるわけね。提案してるぐらいですから。しかし、そのいきさつの中で、そういうことが当然あったと私は思うんやけどね、例えば代表監査委員はそういうふうに言ってるけれども、議選の委員が何かやじのほうで5人以上欲しいっていうようなこと言いよったけんね、そういう点でいえば、そういう話し合いがあったりして、こういう経過に至ったのかどうか、そこ辺を含めてちょっと答えてくれんですか。

用語の問題は、これからちょっとしかと考えるちゅうことを約束して、後のほうをちょっと答えてほしいんですが。

- 〇議長(三重野精二君) 総務部長。
- ○総務部長(大久保眞一君) 8番議員にお答えいたします。

議員も御承知のように、きのうの一般質問の中でも、監査事務局を独立してするようにという 議員さんの強い御意見もありますし、監査委員からも市長に事務局を設置してほしいという協議 が以前にあったということでございます。

- 〇議長(三重野精二君) 総務課長。
- ○総務課長(工藤 浩二君) 条例の事務局の使い方につきましては、以前も御指摘があったというのちょっと把握をしておりませんでしたので、そういうことであれば、再度確認をして検討していきたいというふうに思います。
- 〇議長(三重野精二君) 副市長。
- ○副市長(清水 嘉彦君) お答えいたします。実は、今回の事務監査いろいろ報告を受けた中で、 監査委員の方々からは、やはりどうしても資料を調べる時間が非常に少ないと。やはりそういっ た確かに監査をする日にちは35日なんですが、その間に例えば法的なこんなことを調べておい てくれとか、こんな資料を集めておいてくれとか、そういったことをきちっとやるやっぱ専任の 事務局員が欲しいということは、お伺いしております。

当然のことながら、監査というのを本当に質を上げていくためには、行政側のほうも、少なくともどういった目標でやってるかとか、そういった一つの指標みたいなやつを、だんだん今から整備していって、それに対するその事業の効果とかいう監査もやっていかなきゃいけないと。そうしますと、当然執行部側のほうのいろんな事務事業に対する目標とか精度も上げていかなきゃ

いけませんし、そういったことをきちっと審査するやっぱり監査事務局員が要るということで、 他の市町村の例も上げながら、一応非常に厳しい時代ですが、2名の専任の職員の配置という形 を判断したところでございます。

- 〇議長(三重野精二君) 西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) 実は、それわかるのはわかるんです。そして、当然監査委員のほうから、実はこれこれしかじか、こういうことなんですよと、せっかくの一般質問の機会で答弁の機会を与えられながら、そのことについてきちっと言わないというふうなことでは、つくってあげたけど、本当にしゃんとした監査をするんだろうかという気がかりさえ先に生まれるんですよね。

実は、例月出納検査も、ほとんど歳出簿や歳入簿、それの計算も含めて領収書の点検まで、皆 監査委員が自分で一手にやるようなことを、これまでやられとったわけなんですね。

だから、そういうことをやっぱり事務局がきちっとやれば、監査委員はその中で抽出して、主なことだけきちっとやるというやり方をすればいいんですけれども、そういう具体的なことをきちっと監査委員のほうからやっぱり主張して、協議が改めてやられてたということで、そのときには多分言ったんだろうと思います。議員というんですか、こういう市民に向かってね、そういうことをきちっと言えるようにしてほしいというお願いも込めて、このことを言いました。以上です。

**〇議長(三重野精二君)** これで質疑を終わります。

## 日程第6. 議案第84号

## 日程第7. 議案第85号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第6、議案第84号由布市奨学資金に関する条例の一部改正 について及び日程第7、議案第85号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定についてを議題 として、質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

# 日程第8. 議案第86号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第8、議案第86号由布自然体験学習施設「由布市ゆふの丘 プラザ」の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、24番、後藤憲次君。

○議員(24番後藤憲次君) 議案第86号由布自然体験学習施設「ゆふの丘プラザ」の近くに、何か温泉を掘って引いていると聞きました。この温泉について市のほうに事前に話があったのかどうか、それを一つ、1点お尋ねしたい。

もう一点は、もしこれが指定管理者を解いたときに、この問題はきのう1番議員にもいろいろ 財産権の問題いろいろありましたが、そういうときには、どういう話をしているのか、その点お 聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(三重野精二君) 教育次長。
- **〇教育次長(高田 英二君)** 24番、後藤議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。

温泉掘削前に市は相談を受けたのかという質疑でございますが、御承知のようにゆふの丘プラザにつきましては、旧町時代、湯布院町時代に平成17年4月に指定管理をしてございまして、その後由布市に引き継がれております。

由布市に引き継がれた後に、18年になりまして指定管理者の別府大学のほうから、せっかく 湯布院の地にある施設であるので、利用者に温泉を活用させたいという形で、温泉掘削をしたい という申し出が市のほうにございました。そのときに、協議をしたわけでございますが、最初は 由布市のほうで温泉を掘ってほしいという形がございました。

その後、折半でというか、共同で掘りたいという形で相談を受けたわけでございますが、由布 市の中で協議した結果、その当時行政改革のまっただ中でありまして、今もやっておりますが、 そういう形で財政的に困難であるという旨の返答を別府大学のほうにいたしましたときに、大学 のほうが独自で掘りたいので、掘らせてくださいというふうな相談を受けております。

そして、その結果、スポーツセンターの土地のところに以前ですか、もう随分以前ですが、泉源のする形で温泉が出そうなところっていう形がスポーツセンターの一部にありました。その土地をお借りして、別府大学のほうが掘りたいという形で、使用料というか、その土地を貸して、使用料は無料という形で相談しましたが、その中で別府大学のほうが独自に掘削をしたという経緯でございます。

それから、2番目の指定管理者がいなくなったときに、温泉設備はどうなるのかでございますが、その温泉を掘ったときに覚書なり協定書を一応結んでおります。その中では、温泉そのものの鉱泉権は別府大学が持っておりますが、土地そのものは由布市のものでございます。温泉の利用については、第三者が利用する場合は、由布市の承認を得なければできないという形の覚書もございます。

ですから、もし指定管理者でなくなったときにおきましては、一時保留して、その件について 協議をする形になろうかと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(三重野精二君) 後藤憲次君。
- ○議員(24番後藤憲次君) 温泉法とか、いろいろ保護法とかあるようですので、もし指定管理を解いたときに、由布市が経営するようになった場合に、どうなるですか。もうそこには温

泉は掘られないんじゃないですか。

- 〇議長(三重野精二君) 教育次長。
- ○教育次長(高田 英二君) その近辺には、当然温泉法がありまして、60メーターなり 100メーターという形がございますので、それは掘れないと思いますが、もしといいますか、 ただいまいい温泉といいますか、64度の50リッターぐらいが出てますので、それは話し合い の中で利用するようであれば、また協議をしてどういたしますかわかりませんけど、協議をする 必要があるかと思われます。
- 〇議長(三重野精二君) 後藤憲次君。
- ○議員(24番後藤憲次君) その協定を結ぶときにね、もしこれがあなたのところと協定ができなくなった場合には、その権利を譲ってもらえますかとか、その温泉掘削した費用が幾らかかったのは、市が出しますので、譲っていただけますとか、そういう協定は何もしてないんですかね。
- 〇議長(三重野精二君) 教育次長。
- ○教育次長(高田 英二君) 協定書の内容は、まずスポーツセンターにある由布市の土地を、土地使用に伴う覚書と、もう一つは温泉利用に関する協定書というのがございます。温泉配管を当然スポーツセンターのところからゆふの丘プラザまで配管しております。約600メーターぐらいですが。その配管施設については、当然この協定書の中では、由布市に帰属するって形が明記されております。

それから、配管工事に伴ってほかの施設を改修するときには、事前に由布市のほうに協議する。 それから、温泉の採取権については、別府大学が所有する。それから、第三者に使用させるとき には、または権利を譲渡する場合には、由布市の承認を受けなければならないという項目がござ います。

それから、鉱泉地の位置づけについては、市有地であるため、行政財産の使用許可申請を向こ うの別府大学のほうからうちのほうに出してもらっております。使用許可をして、使用料につい ては、無料という形をとっております。

それから、維持管理費については、当然ゆふの丘プラザの管理に関する協定書に基づき、別府 大学のほうが事前に協議して、維持管理費については協議をするっていう形の項目が入っており ます。

それから、そのほかこの協定書以外のことで疑義が生じた場合には、由布市と別府大学が再度 協議をするという項目でなっております。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 次に、20番、吉村幸治君。

○議員(20番 吉村 幸治君) 20番です。今後藤議員が質問されて、今温泉のことは大体わかったんですけどね、このゆふの丘プラザのこの指定管理者に別府大学が今回1、1つだけだったと、応募がですね。そして、その結果、別府大学に今回もお願いしようということなんですが、これまでこの施設は県が4年前は、青年の家として運営をされておったのが、湯布院町にいただいたという形なんですけども、その条件として、目的がやはり青少年の健全育成、そうしたものに使われるようにということの条件がついての譲渡をいただいたんですけども、今聞いてみると、別府大学のこの研究所みたいな感じがしてしまうんですね。

それで、この4年間実績ですね、過去市内の方がどのくらい利用されたのかということを含めて、そういう実績をちょっと知らせてほしいというのが1つと、それから、この状態が続けば、 先ほど温泉も掘ってしまったし、別府大学のそのもの附属機関として、いよいよ力が強くなっていくという危惧がするので、1回今度は切りかえのときに、またお願いせにゃいけんというふうな状況に落ちうる可能性があるので、この状態を、指定管理者の状態をずっと続けていくのかということですね。将来的な展望をひとつどうするのかということもお答えいただきたい。

それから、その温泉の件ですけど、この話し合いの中で、非常に私は市として金がないだけに、 口も出せなかったというようなことでなさけないなと思うんですよ。あそこはラグビー場も新た にできて、それから、スポーツセンターもあって、宿泊施設としては研修の場として非常に全国 からも注目される場所なんです。

そこで温泉があるということは、すばらしい高校生、あるいはそういうラグビー場を利用する 人たちに大きなメリットとなると思うんですけども、そういうことも考えなくて、ただお金がな いから、別府大学さん掘ってくださいというような感じのやり方に対して、私は非常に残念に思 うので、今議会において、この別府大学の指定管理に関する議案の中で、議会からこういう条件 がついたと、温泉を一部スポーツセンターの中に分与すべきだと、分量を分けるべきだという話 が出たということで、再協議をする考えはないのか、この3点をちょっとお伺いしたい。

- 〇議長(三重野精二君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(二宮 正男君)** 生涯学習課長です。まず利用状況のことでございますが、 17年の4月1日から指定管理ということで、その後のことで御了承願いたいと思います。

まず17年度が全体で約1万6,000人の利用があります。それから、18年度が2万2,000、19年度が2万1,000、それから、20年度が1万9,000の、これ全体の利用でございます。

その中で由布市民の利用でございますが、17年度が1,100人、それから、18年度が800人、19年度が900人、それから、20年度、年度途中でございますが、今700名の利用をいただいております。

今後の方向性でございますが、今議会で指定管理の件について別府大学ということでお願いを しております。御承認をいただければまた別府大学に契約をするわけですが、その後については、 今のところを私からはちょっとその辺はまだお答えはできません。その後については。

それから、今後の温泉の利用でございますが、スポーツセンターに温泉を分けるという件でございますが、これも当初の協議の中で、この温泉については、掘削をするときに、ゆふの丘プラザとスポーツセンター両方で使用するということの覚書になっております。

スポーツセンターの方に温泉を引く場合に、配管、それから、設備等の全部それをまた変えなければなりません。そういうことで、その当時その辺の議論をしたんですが、やはり財政的なことで、スポーツセンターの方には今のような状況では市は引けないということで、現在の方になっております。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 吉村幸治君。
- ○議員(20番 吉村 幸治君) 本当にちょっと期待を裏切る説明をいただいたんですけども、 湯布院と温泉というのは切っても切れないような状況にあるわけですから、市長そのこのくらい のお金がないで、スポーツセンターを利用する方々に対しておもてなしといいますか、そういう ことができないという状況をいかに思うのか、それをちょっと市長にちょっと聞いてみたいなと 思います。

それから、ほかのゆふいん道の駅とこの青年の家と宿舎が旧湯布院町時代に指定管理をしたわけなんですよね。そうした中で、今回こういう切りかえの時期がきたんですけども、宿舎についてはちょっとこの議題にないんですけども、指定管理ということで、関連があるのでちょっとお聞きしたいと思うんですが、宿舎としての機能をやめるということを新聞報道で我々は知ったわけなんですけども、それを言い出したのは、市が指定管理を出しませんよと言ったのか、それとも今請け負っておる観光組合が、もうこの状態では指定管理の話があっても私たちは受けられませんといったのか、そのことはどっちが先だったのかをあわせお答えいただきたいと思います。市長、今のおもてなしが欠落する対応について市長はどう思いますということ。

- 〇議長(三重野精二君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) スポーツセンターは、多くの県外の方々も来て利用してくれておりまして大変ありがたいと思うんですけれども、当時財調が5,000万円しか残ってないというような状況の中で、これを温泉を引いていくということは、もう大変厳しい状況であったということであります。そういうことで職員も財政の健全確立のために、これまで辛抱してきたわけでありまして、余裕ができたらそのことはぜひやろうと、そういうことで別府大学ともこの方向に引くということを協定を結んでいるわけでありますから、決して冷たいということではないんです。

一種の財政の確立のために、これまでそういうせざるを得なかったということです。後は副市長の方で。

- 〇議長(三重野精二君) 環境商工観光部長。
- ○環境商工観光部長(吉野 宗男君) お答えいたします。

国民宿舎の継続の件についてでございますけども、御承知ように、築後45年ということで、 非常に老朽化しておるということと、前回で申し上げましたけども、耐震性の問題等がございま して、こちらで財産管理委員会で協議いたしまして、次期は継続しないということで、現指定管 理者に今通知を申し上げたとこでございます。

- 〇議長(三重野精二君) 副市長。
- 〇副市長(清水 嘉彦君) お答えいたします。

スポーツセンターへの温泉の配管等につきましては、今市長とも話したんですが、非常に今重油が非常に高騰する中で、投資したコストと、後の維持管理費、そういったことも多面的に考えながら、前向きに検討していきたいというふうに今考えております。

それから、国民宿舎につきましては、先ほどのやつを補足いたしますと、老朽化しているということに加え、非常に雨漏りとか、いろんな問題が発生してきていると、耐震的な問題も含めて、これをまた補修していくのに、あくまでも指定管理者ですから、大規模改修はすべて市の方がやらなきゃいけないということを考えたときに、非常に今後責任の問題も含めて尊属するのは非常に難しいのではないかということで、市定管理者の方にこちらの方からお話申し上げて、いろいろ話を詰めたということになっております。

- 〇議長(三重野精二君) 次に、1番、小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) 私の通告は、指定管理者制度を今回の指定管理者制度、きのうちょっと一般質問でも触れましたけど、全般的なことでしたので、85号、86号、87号を一緒にということでお聞きをいたします。

1点目は、指定管理者の選定の議会の議案が今回出てますけれども、附属資料として協定書と 仕様書はついてるんですが、前回、旧町時代に同じような議案が出てきたときに添付資料はもう ちょっと充実してて、応募者の収支資料とか、それから、事業、今後4年間の事業計画書とか、 経営状況を示すものとか、そういうものが物すごく詳しく出てたんですよね。そういうものをど うして今回提出してくださらないのか、今後4年間、前回のときは毎月ごとに何年の何月にはこ ういう事業をしますとか、具体的なことまで全部上がってたんですよね。そういうことを見て、 ああこういうことをするつもりの団体、会社だから任せようとかそういう判断材料があったんで すけど、今回見ると、協定書と仕様書しかないので、多分選定委員会にはそういう資料は出てた と思うので、これぜひ議案の審議のためには不可欠なので配っていただきたいと思うんですが、 そこら辺、資料の提出がなかったことはどういうことなのかということです。

それから、指定管理条件及び協定内容についてということなんですけれども、きのうもいろいろ言いましたけど、最初に、試しとか、テスト的な雰囲気でまずはこれで指定管理やってみようということで始めた指定管理の施設なわけです。きのうもいろいろ言ったように、この4年間の中で大分問題もあって、その後新しく指定管理を結んでいるところの協定書なんかは大分ブラッシュアップされてきてますよね。そういう意味で、今回の協定書、仕様書と今までの協定書、仕様書で変わってるところがあるんじゃないかなと思う。どういうところを見直して協定内容をどういうふうに変えてきているのかということを教えてください。

それから、公募期間と公募方法なんですけれども、私の認識不足もあったのかも知れないですけれど、いつ公募してたのかというのが、私は市民の人からも実は言われたんですよね。知らないうちに何か公募が締め切られてたみたいなことを言われたんで、公募期間と公募をしてますというPRはどういうふうにしてたのかということを教えてください。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 行財政改革推進課長。
- **〇行財政改革推進課長(相馬 尊重君)** 1番、小林議員の御質問にお答えします。

まず1点目の申請内容といいますか、今回の候補者の事業計画等につきましては、当然、選定委員会等に出されて、それにのって選定したわけですから、当然ありますので、今回、議案の添付資料としては、前回もそうだったと思うんですけども、一応協定書案までつけるということと、選定委員会の報告書を添付したということで、できれば委員会に間に合うように作成をして関係委員会の方にはお配りしたいというふうに思います。

それと協定内容の中身について変わった点についてということですけども、昨日も一般質問の中でお答えしましたように、随時いろんな形で見直しをしてきておりまして、具体的には協定書の中に、まず修繕に関する業務という部分について、協定内容に盛り込まれておりまして、この中で1点変えた点については、その修繕の実施の可否については、緊急性、危険度及び財政状況等を勘案して甲が決定する。つまり市の方が修繕をするかしないかというのは、市の方が決定するというものを明確にここにうたったと。

それと同じく、原形復旧義務というのを14条で定めております。ここは前も同じですけども、原則指定管理が終了した場合は、その施設設備については、元の形に原形に回復するというのが基本的な事項になっております。これは以前と変わっておりません。ただし、この2項に、この指定期間中に指定管理者、乙が行った修繕及び新設をした物件についてはすべて甲に帰属するということと、それに要した費用については、乙は甲に請求できないという部分で、この辺、財産の問題とかありますので、この辺を協定の内容として明確にうたったというところが変わってる

点だと思います。

それと、公募の期間と方法ですけども、公募の期間については、お配りしました報告書の方に 記載をしておりまして、平成20年10月14日から平成20年11月7日までの間を公募期間 として公募を行っております。

また、公募の周知の方法につきましては、市報の10月号に掲載をしたことと、市のホームページの方に掲載をして広報したところでございます。

以上です。

- **〇議長(三重野精二君)** 小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) よくわかりました。ただ、委員会に配るということなんですけども、ぜひちょっと委員会だけじゃなくて、全議員に配っていただきたいなというふうに思います。 以前というか、4年前のときには本会議のときに全員に配っていただいたんですね。その後、別の指定管理員のときには配ってなかったのは確かにあります。その後。

ただ、ちょっと私がこだわるのは、きのう一般質問でも言ったんですけど、4年間指定管理者を導入してきて、その結果、今後もこの指定管理者を導入するのがふさわしいのかどうかという点もあわせて審議しなきゃいけないと思うんですね。それから、過去4年間任せてきた指定管理者がどういう営業をしてきたのかとか、いうことの評価をきちんとした上で審議しなきゃいけないと思うんです。

その評価ができるのは、これが今一番最初のチャンスなわけですよね。一番最初に指定管理者を入れた結果を、今一番きちんと審議しておかないと、今後どんどん別の指定管理に出している施設もどういうふうに4年間を評価して、その次どういうふうに選んでいくのかということの、最初の我々の議会として審議する立場にあっては、重要なポイントだと思いますので、そういう資料はぜひちょっと皆さんに配っていただきたいということが1点と。

それと過去の協定書と変わったところが大きく2点あったということですが、これは指定管理者に対して、こういうところが変わりますよということをきちんと周知をしているのか、もちろんしていると思いますけど、していただきたいということと、後ちょっと見比べたんですけど、協定書じゃなくて仕様書で、事業評価業務ということで、指定管理者は利用者アンケートなどにより、利用者満足度調査を行い、利用者などの意見や要望を把握し、管理運営に反映させるようにしなきゃいけないとか、自己評価を行って、それを事業報告書にまとめて市に出さなきゃいけないという項目が入ってます。これ前回ていうか、今まで4年間の方にはこういうことは義務づけていたのか、いないのか、私はちょっと過去の見ると、過去4年間ではこういうアンケートを取りなさいみたいなことは、書いてなかったように思うんですけど、これはつけ加えたんでしょうか。

- 〇議長(三重野精二君) 行財政改革推進課長。
- ○行財政改革推進課長(相馬 尊重君) 仕様書の中身につきましては、今回由布市になってやった指定管理の部分については、この仕様書基準というものを一応統一的なものをつくっております。個々の施設によっては中身を若干、施設の設置目的やいろんな状況で変えることはできるんですけども、一応、基準の中にはこういうものを盛り込んでおりますので、由布市になってからの分については、当然仕様書がこういう形で行っているということでございます。

それとその中身については、当然募集をする前にこの仕様書と募集申請書を申請する方にお配りしておりますので、その辺を周知しております。

- 〇議長(三重野精二君) 小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) 3回目ですかね。3回目。わかりました。もちろん配ってるんですけど、こういうところが特に変わりましたよて、ていねいに言ってあげた方がいいかなというふうに思います。

それから、ということは、前回のやつは合併前の協定、仕様書なので、アンケート調査をしな さいみたいなことはなかったから多分してなかったんだろうなと思いますが、ただ、そのかわり といったら辺なんですけど、前回の今までの協定書の中には、業務報告として市は指定管理者に 対して管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告書を求め、実施に調査し、また は必要な指示をすることができると書いてあるんですね。

過去4年間、こういう実施調査を市が直接指定管理施設のところに行ってやったり、あるいは業務、運営に関して行政側が指導したりした実績があるかどうかですね。というのは、今回この上がってることに関しては、市民の方からいろんな苦情を過去聞いてるんですよね。例えば、さっきも同僚議員さん言われましたけど、ゆふの丘プラザは、なんか大学の施設の一部になってしまっているような感じて、地元の少年スポーツ団体が利用を申し込んだときに、なんか大学が使うから予約がいっぱいだと断られたと、市民のためよりも自分の大学のために使っているじゃないかという苦情聞いたり、あるいは道の駅も、何か地元のものを全然置いてなくて、農産物なんかもよそから買ってきたものを置いてるとか、いろんな苦情を、私だけでも耳にするんですけど、そういう苦情ですとかを担当部局が把握して、それに対して業務指導みたいなことをした実績があるかどうか教えてください。

- 〇議長(三重野精二君) 湯布院地域振興課長。
- ○湯布院地域振興課長(古長 雅典君) 湯布院振興課長です。1番、小林議員にお答えしますけども、アンケート調査の部分につきましては、道の駅につきましては、国土交通省の指導によりまして、アンケートを実施しております。それにつきましては、道の駅の方から私どもの方にアンケート結果というものが出ております。

それから、特産品というか、道の駅での部分でございますけども、販売につきましては、約200社と契約をしておりますけども、実質的に由布市の業者につきましては、現在のところ86社、約43%が由布市内の業者と契約をしております。なかなか問い合わせたところによりますと、時期的によって農産物等の集荷ができないときがございますので、それ以外に玖珠、九重の業者からも仕入れているということを聞いております。

それから、定期的な実地調査といいますか、検査といいますかということでございますけども、 昨年由布市の監査委員の方々から監査をいただきまして、その指摘を受けた事項につきましては、 当時の由布院振興局長名で指定管理者の方には指摘をして、その改善策を提出をいただいている ところであります。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 行財政改革推進課長。
- ○行財政改革推進課長(相馬 尊重君) ちょっと補足しますと、今回出している指定案件以外で、今43の施設について指定管理を行っているんですけども、それについて、問題が起こったときは、うちの方にも連絡があって、うちも立ち会いで現地調査に行ったこともございますし、指定管理者を交えて協議を行った事案もございます。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 1番議員にお伺いしますが、次の質問通告87号と同一質問で良いですか。
- 〇議員(1番 小林華弥子君) 結構です。
- ○議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。(発言する者あり) (「答弁」と呼ぶ者あり) 答弁、どうぞ。教育次長。
- ○教育次長(高田 英二君) ゆふの丘プラザで若干地元の関係で御質疑があったんですが、多分 予約の段階で事前に入れた形がその日に重なった場合だと思われます。何回かうちの方にも問い 合わせがありました。そのときには指定管理者の方に別府大学の方に、事務局の方に、できるだ け市民の方を優先するような形を申し入れてはおります。

以上です。

#### 日程第9. 議案第87号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第9、議案第87号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分とします。

## 午前11時10分休憩

.....

## 午前11時21分再開

〇議長(三重野精二君) 再開します。

# 日程第10. 議案第88号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第10、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算 (第3号) についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告はありますので、順次発言を許しますが、最初に、歳入全般、次に、歳出の款別に 通告順に行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。8番、西郡均君。

○議員(8番 西郡 均君) 歳入全般というか、最後のページを見てください。地方債の調書があります。49ページ。これの前年度末現在高、さきの8月の定例会でお尋ねしたら、これは見込みでなくて、現在高でいいんだということだったんですけど、その場合、その現在高というのをいつごろ確定するのかだけを教えてほしいんですが。

それでは、13ページの13款分担金負担金の中で、負担金で介護給付費等というふうな書き 方を、当初予算のときから民生費負担金についてはしております。障がい者福祉費負担金の中、 決算書を見ながら気がついたんですけども、去年までの場合は施設訓練等支援費という書き方に なっとったんですけども、多分予算の段階できちっと説明はされたと思うんですけども、これが 介護給付費等になったいきさつについて教えていただきたいと思います。(発言する者あり)

14ページを見てください。特定防衛施設整備事業補助金というのが15款2項1目の中にあります。1節でそうとう上げてるんですけども、5,229万1,000円に対して歳出が、多分道路橋梁だったというふうに思うんですけども、特定財源がそんなにのってないんですね。それで、この行方ちゅうんですか。それについて、充当先等を入れかえてる部分もあれば教えてほしいというふうに思います。

次に、18ページ、これもうちじゃな。18ページの22款――当初予算からずっと目の番号がこれまで飛び飛びになってたやつがきちっとするということでしていたにもかかわらず、突如として9目が出てくるんですね。湯布院方式が変えられないということを従来言いよったんですけども、変えてこういうふうに直すというふうにしたというふうに理解しとったんですけど、なぜこういうことになったのか。

以上です。

〇議長(三重野精二君) 財政課長。

**○財政課長(長谷川澄男君)** 財政課長です。それでは、8番、西郡議員の御質問にお答えします。 まず最初に、49ページ、一番最後の補正の参考資料ということで地方債の状況を載せてございますが、前年度末の現在高、これはいつの時点からこういうふうな表現になるかということでございますが、これにつきましては、起債の借り入れが5月末と、いわゆる出納閉鎖にあわしておりますので、いつかということであれば5月末ということになろうかと思います。

次に、歳入の方の質問に移りまして、14ページですかね。これの防衛の補助金、これが、この額に対しまして事業費が少ないのではないかということの御質問でございますが、これにつきましては、14ページに書いてございますように、特定防衛施設周辺整備事業の補助金ということで、5,229 万1,000 円の増額ということになっております。これに対応する歳出の内訳を申し上げますと、まず21ページをお開き願いたいと思うんですが、ここに91 目の地域振興費がございます。ここで財源内訳見ていただくとわかるんですが、国庫支出金ということで、5,529 万1,000 円となっております。これはどういうものの歳出に当たるかということでございますが、まず、今回のところの節で公有財産の購入ということで、土地購入がこれ南由布駅前の用地でございますが、これが3,886 万8,000 円という補正をお願いしてございますが、これに対しまして補助金は3,800 万円を充当しております。

それから、もう1点が、このことでちょっと補正が少ないということで言われるんだと思うんですが、実は塚原の集会所ですね。これの事業費、今回は補正がございませんで、この防衛の補助金をさらに今までの額に上乗せしまして、1,729万1,000円、これを充当いたしております。

それから、35ページをお開き願います。ここに土木費の中で2目の道路新設改良費、ここで 国庫支出金ということで330万円減額となっております。これにつきましては、ここの道路新 設改良費はいろんな路線が合算されたとこで、予算的にはなってるんですが、この中で六所線で すね。津江橋、これの分が事業費が1,658万円減額となったことを受けまして、補助金も 300万円ここで減額をいたしたとこです。これを先ほど3つ申しましたところを合算しますと、 歳入の補正額の5,229万1,000円となります。

国庫支出金が330万円ということで、あとの30万円はじゃ何かということでございますが、 これは防衛の障害防止事業、この分が日出生台塚原線でございますが、この分が30万円一緒に 加わっているということです。

今回塚原の集会所が事業費の補正がないということで、財源変更したことで金額が少ないということでちょっとおかしいんじゃかろうという御質問でございますが、私どもとすれば、8月の補正の時点で、事業費と一緒にこの補助金も合算したところで充当いたしたかったんですが、あの時点では、補助金も確定していなかったということから、どうしてもこのような扱いになった

ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、次の18ページでございますか、18ページの市債の中で目の順番が今度借換債が9目になっているということでございますが、今年度の当初予算で1目から5目を確かに使用しております。そのことから、今回は議員おっしゃられるように、6目じゃないかということでございますが、全くそのとおりでございます。なぜこのようになったかと、背景につきましては、これまで災害復旧費とか、いろんな起債のことが想定されるということを勘案しまして、それから、また借入債がめったにないということで、今年度と来年度だけだろうと思いますが、そういうことから9というふうなことを9目というふうにいたしたてわけですが、いずれにしましても、以前よりこういう科目については、順次番号をふるようにというような指摘を受けておりますので、弁解の余地はなかろうかと思います。今後このようなことが起こらないように、確認の徹底を図りたいと思いますので、御容赦願いたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) いいかな。
- ○議員(8番 西郡 均君) はい、いいです。よく理解できました。
- ○議長(三重野精二君) これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。まず、2款総務費について、最初に23番、山村 博司君。

○議員(23番 山村 博司君) それでは、1点お尋ねをします。

20ページの2款の総務費、1項総務管理費7目電子計算費19節負担金補助及び交付金の中の地域情報通信基盤整備推進事業交付金9,750万円の内容について、新規事業と伺っておりますが、詳細についてお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(三重野精二君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(島津 義信君) 総合政策課長でございます。電子計算費の地域情報通信基盤整備推進交付金についてでありますが、国は情報格差の解消を図るため、2010年度までにブロードバンドゼロ地域の解消、また2011年度まで地デジの完全移行に向け、基盤整備を強力に推進しております。

この交付金事業は、国が原則としてこういった整備を民間主導原則としておりまして、民間活力を最大限に活用するという観点から、自治体が実施するもののみならず、第三セクター法人も交付対象事業主体といたしております。

このことから現在挾間地域でサービスを展開しており、大分市の第三セクター法人でもあります大分ケーブルテレコム株式会社に出資をすることによりまして、サービスのエリアの拡大を図ろうとするものでございます。

事業実施主体の大分ケーブルテレコムでは、今年度は湯布院町地域の約3,500世帯を対象に総事業費が3億9,000万円を予定をしております。第三セクター法人の実施分につきましては、国の交付率が4分の1となっておりますので、3億9,000万円の4分の1で9,750万円というふうになっております。補助金財源は国費は100%でございます。

以上でございます。

- 〇議員(23番 山村 博司君) わかりました。
- 〇議長(三重野精二君) 次に、8番、西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) その前の企画費の中で、9節の特別旅費についてどういうものなのか教えていただきたいと思います。ページ、今のところ20ページ。

また、その上の財産管理費の中で、その他手数料というのがあります。その他手数料については全部共通するんですけども、金額の少ないのに比べて、こういう金額が20万円、あるいは100何十万円になってもその他手数料でごんと上げているのが各所に目立つんですよね。決算書も同じような同様なんです。せめて決算書では、最低金額以上のその他手数料については、最低金額のやつがあるんだったら、それ以上の手数料については、そうしたものを記載すべきじゃないかと思うんですけども、その点についてどういうふうにしておられるのか、どうこうする考えも別にないかどうかそこ辺を伺いたいと思います。

以上。

- **〇議長(三重野精二君)** 総合政策課長。
- ○総合政策課長(島津 義信君) 私の方からは企画費の中の特別旅費の減額についてでございますが、国際交流事業として予定をしておりました訪中を中止することに伴う減額でございます。
  以上でございます。
- 〇議長(三重野精二君) 次に、5番、佐藤郁夫君。
- ○議員(5番 佐藤 郁夫君) 5番、佐藤郁夫です。お疲れさまでございます。先ほどの20ページの地域情報通信基盤、交付金の内容はよくわかりました。しかしながら、今国道210号線も情報通信網光ハイバーの部分を国交省はやられております。これを民間に貸し出すということを積極的に今やっておりますから、この分で市が回線を一部を借りていろんな事業に使う予定はないのかお伺いをいたします。
- 〇議長(三重野精二君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(島津 義信君) 総合政策課長でございます。事業の詳細につきましては、先ほ ど御説明したとおりでございますが、御質問の国の施設利用等についてでございますが、国土交 通省のみならず、地方公共団体が地域イントラネット基盤整備等により整備した公共ネットワー ク、これの有効活用というものは、情報格差の解消に大変有効だというふうに考えております。

今回の事業は市が実施するものではなくて、第三セクター法人の大分ケーブルテレコムの方が 自主的に実施をいたしますので、国交省の細管等の利用については考えてないようでございます。 今回は豊の国ハイパーネットの方から由布市がイントラネットの整備で実施をしました予備芯 がございますので、その余剰分を開放を予定をいたしております。

以上でございます。

- 〇議長(三重野精二君) 佐藤郁夫君。
- ○議員(5番 佐藤 郁夫君) 皆さんも御存知と思いますが、今由布市内は難視聴地域もございます。御存知のように、今度地デジで新たに情報、そういうテレビも含めて整備をされますけれども、湯ノ平地区とか、阿蘇野地区とか、大津留地区等々を、そういうところがまだそういう整備をされない非常に難視聴地域が拡大される予定と、そういうのも予測されますので、こういうことも確かに数10億円かかるようでございますけれども、そういう方たちのことも踏まえて、市が将来的に投資をすることも必要ではないかなと、そういうことも含めてちょっとお聞きをしたいと思います。
- 〇議長(三重野精二君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(島津 義信君) 御指摘をいただきましたように、民間の活力を原則としておりますが、そうしますと民間の採算ベースに乗らないところがどうしても取り残されていきます。そういった地域を国の方としては2011年までに解消しろという国策でございますが、由布市の場合は、中途半端にというと言い方は悪いかと思うんですけど、かなりの民間の整備が実際できております。できてない地域というものは、過疎地域で高齢者の方が多くて、実際に利用が見込めるがどうかということが大変危惧されているような状況でございます。投資効果という面もございますので、どういった形でゼロ地域を解消するかということについては、現在計画を策定をしておりますが、最終的には何人かしか御利用しないが、何億円というお金を投資しないといけないというような地域につきましては、これから、衛星の無線のそういったサービスも個人向けにも提供されるというふうに聞いておりますので、そういったものに補助金を打って対応するとか、そういった方向で現在検討いたしております。

以上でございます。

- ○議員(5番 佐藤 郁夫君) 結構です。ありがとうございました。
- 〇議長(三重野精二君) 次に、7番、溝口泰章君。
- ○議員(7番 溝口 泰章君) ほとんど、同僚議員の質問で理解できましたけれども、この第三 セクターという大分ケーブルテレコムは、第三セクター、県単位で事業展開しているんでしょう か。その範囲とか、大体わかる範囲での概要をちょっと教えてください。
- 〇議長(三重野精二君) 総合政策課長。

○総合政策課長(島津 義信君) お答えをいたします。

現在、例えば、竹田市のほうでケーブル事業が議会で、ああいった少差で可決というようなことで大変御関心が終わりだと思うんですけど、自治体のほうで放送事業を取得しているところが、 大分県の場合はかなりの自治体がございます。

公設で行われていないのが、承知している範囲では、現段階では九重町はケーブル……九重町と、それから、竹田もそうなんですが、設置は公設で行いますが、サービスの提供は民間で行うということで、竹田市、九重町、そういったところは大分ケーブルテレビのほうがサービスを提供するというようにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 次に、6款農林水産業費について。

まず、9番、渕野けさ子君。

○議員(9番 渕野けさ子君) 32ページをお開きください。

6款1項3目19節の負・補・交を見てください。189万3,000円とあります。小規模 高齢化集落支援モデル事業、新規で6万1,000円です。それと、中山間地域等直接支払い交 付金、これは財源としては、県の支出金が入っているか思うんですけども、この2つの新規と同 額ですが、連動しているものかどうかをお聞きしたいのと、どこ、場所、内容をお聞かせくださ い。

それと、もう一つ、議長、いいですか。もう一ついい。

もう一つ、33ページの一番下です。(発言する者あり)なかよしこよしじゃなくて、森のなかよし小路づくり推進事業と、(笑声)委託料、それと、下の負・補・交で774万円、循環型施業の森林づくり誘導事業補助金とあります。これも、新規なのですが、国、県との財源と一般財源だと思います。これは連動したものか、関連があるのかどうかと、その内容を詳細にお聞きしたいと思います。

以上です。

- **〇議長(三重野精二君)** 農政課長。
- 〇農政課長(河野 隆義君) 小規模高齢化集落支援モデル事業費6万1,000円につきましては、小規模高齢化集落を中山間地域支払い制度に取り組んでいる集落が、支援をする事業でございまして、事業の内容につきましては、農道あるいは水路の草刈り、あるいは補修等の事業を実施するものでございます。

具体的には、湯布院地域の奥江自治区が小規模高齢化集落になっておりまして、近隣のというか、近くの中山間地域支払い制度の取り組みをしております下津々良自治区が支援をするものであります。

事業費が24万2,000円なんですけども、国からの補助が2分の1ありまして、県が4分の1、市が4分の1の負担になっております。

歳入がないのは、その協議会に直接支払いをする仕組みになっております。

それから、次の中山間地域支払い交付金の増額分ですが、戸別協議分が1件と、集落協定分の面積の増減がございまして、差し引き8万7,230平米の面積増になっております。1平米当たり21円の交付金ということになりますので、183万2,000円については面積の増額分でございまして、先ほどの小規模高齢化集落支援モデル事業との連動については、直接はございません。

次に、森のなかよし小路づくり事業でございますが、これは、学校周辺地域におきまして、通 学路の整備をするものでございますが、あわせて、その地域の樹木等に、樹木の名称等を計上し まして、学校周辺の通学路の環境整備をするという事業でございます。

具体的には、庄内町の阿南小学校、それから、同じく庄内町の南庄内小学校の周辺整備を実施 する予定にしております。

次の循環型の森林づくりの誘導事業のほうですが、これは、樹齢が36年から45年までの森林を、全伐するのではなく間伐によりまして、森林の健全育成を目的にして実施する事業でございます。事業主体は、森林組合になりますが、予定されている事業といたしましては、50~クタールを計画をいたしておりまして、標準単価が25万8,000円いうことでございまして、事業費が1,290万円でございます。国県事業でございますので、国が50%、県が5%、市が5%の補助ということになりまして、補助対象経費が774万円ということになります。

こちらの双方の事業の関連性はございません。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 渕野けさ子君。
- ○議員(9番 渕野けさ子君) 小規模、奥江とお伺いしましたが、今後、由布市の中で、第2、第3に匹敵するようなとこがまだあるのでしょうか。あるとしたら、また、こういう対応がなされるのでしょうか。
- **〇議長(三重野精二君)** 農政課長。
- 〇農政課長(河野 隆義君) この事業は2年間事業ですので、来年で終わります。先ほど少し説明が漏れましたけども、小規模高齢化集落の定義が農家戸数が15戸以下、それから、人口の高齢化率、65歳以上が50%いる集落が、この集落に該当をするということになっておりまして、由布市内におきましては、庄内町が2集落、湯布院町が5集落でございます。

以上でございます。

〇議長(三重野精二君) 渕野けさ子君。

- ○議員(9番 渕野けさ子君) 33ページの委託先なんですけども、これも、以前、森のなかよし小路づくりというのはあったんじゃないか、学校通学路の周辺整備というのがあったと思うんですが、この委託料、どちらのほうに委託されるのですか。
- 〇議長(三重野精二君) 農政課長。
- **〇農政課長(河野 隆義君)** 仕組み的には委託料ですので、入札等の方法がございますが、昨年 の関連もございまして、今のところ予定としては、森林組合のほうに委託をする予定にいたして おります。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 次に、7番、溝口泰章君。
- ○議員(7番 溝口 泰章君) ちょっと、もうちょっと細かく循環型、先ほどの森林づくり誘導事業補助金ですが、樹齢36年から45年の森林の間伐ですけれども、間伐後の植栽は入っているんですか、ということが1点と、単価が25万8,000円ということですけども、その単位、教えてください。(「その何」と呼ぶ者あり)25万8,000円は、1平米かい。(「1平方当たりか、1アール当たりかはわからん」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(三重野精二君) 農政課長。
- **〇農政課長(河野 隆義君)** 標準単価につきましては、1へク当たりでございます。

それから、先ほどの回答をさせていただきましたが、間伐でございますので、その後の植栽は ございません。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君)次に、10款教育費について。23番、山村博司君。
- ○議員(23番 山村 博司君) それでは、もう1点お尋ねします。

歳出の40ページです。40ページの10款教育費、5項学校給食費5目の学校給食費の19節補助金及び交付金の中の給食費緊急対策事業補助金、これは1,023万円ですが、これは新規事業と聞いておりますけど、この詳細についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(三重野精二君) 教育次長。
- ○教育次長(高田 英二君) 23番、山村議員さんにお答えします。

この事業につきましては、市長が提案理由でも申し上げましたが、原油や食糧価格の高騰等に 対する国の支援事業の一環でございます。

地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の一部でございます。

御承知のように、今年度給食費が物価高騰で1カ月分といいますか、小学生については 4,100円、中学生については4,500円の値上げをやむなく実施いたしましたが、その還元 策としまして、今年度、20年度に限り、その80%を還元する額でございまして、トータルして1,023万円となっております。よろしくお願いしたいと思います。

- ○議員(23番 山村 博司君) はい、わかりました。
- ○議長(三重野精二君) これで、議案第88号についての質疑を終わります。

日程第11. 議案第89号

日程第12. 議案第90号

日程第13. 議案第91号

日程第14. 議案第92号

日程第15. 議案第93号

<u>日程第16. 議案第94号</u>

○議長(三重野精二君) 次に、日程第11、議案第89号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてから日程第16、議案第94号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの6件を議題として質疑を行いますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

# 日程第17. 議案第95号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第17、議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正 予算(第1号)についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許し ます。

8番、西郡均君。

〇議員(8番 西郡 均君) それでは、95号についてお尋ねいたします。

これは、5ページを開いてください。

先ほどの財政課長の答弁の中で、地方債については5月末でもって、見込み額から現在高に変わるということなので、水道も多分同じだと思いますので、そのように御訂正方をお願いしたいと思います。

次のページを開いてください。

給与費の明細書なんですが、この中で、職員、さきに上げられていた簡易水道も同様なんですけども、入れかえが1枚あります。それについて、どういう事情というのを説明をいただきたいんですけども。それぞれ人件費で組まれてますけども、金額も異なれば、何らかの……俺か。ごめんなさいね、皆さん。そこ辺の事情を教えてほしいというふうに思います。

それともう一つ、9ページを見てください。

9ページも、ほかの給料及び職員手当の状況の中で、職員1人当たりの給与については、どこも平均給与月額を載せてますけども、この水道の資料だけは載せてません。それを載せるようにしてほしいというふうに思います。

10ページを開いてください。

10ページで、級別職員数の比較表があります。当初予算から今回初めての補正予算なのにもかかわらず、比較表が12月1日現在はわかるんですけども、直前のやつが、20年の7月1日現在というふうになっています。どこか、空中から取ってきたんじゃろうと思うんですけども、それがどうしてなのか教えてほしいと思います。

以上です。

## 〇議長(三重野精二君) 水道課長。

**〇水道課長(目野 直文君)** 8番議員さんにお答えをいたします。

5ページですが、調書に関する現在高の見込み額でございますが、これはもう見込み額の削除 ということでいたしたいと思います。

それと、簡水と上水との職員のいきさつですが、6月に不祥事ということでございまして、8月1日に会計課のほうに上水道会計から1名出向ということで、形をとりました。その中で、上水のほうの人件費等ちょっと抑えるがためにも、簡易水道のほうに1名異動したということで、簡水のほうが1名異動の、上水が増減なしということで抑えております。

9ページと10ページでございますが、7月1日、これ確かに、これは、この4月から1人上水といたしまして職員減になっていたものですから、わかりやすいようにちゅうことで取ったわけでございますが、今、議員さん御指摘のように、前回の20年の1月1日の当初予算の数字が来るのが妥当と思ってますので、これからは気をつけてまいりたいと思っております。

**〇議長(三重野精二君)** ここで暫時休憩します。

再開は13時とします。

# 

## **〇議長(三重野精二君)** 再開します。

佐藤正議員から所用のため早退届が出ておりますので、許可をしております。

なお、教育長からやむを得ない公務のために、午後欠席申し出がありましたので、これを許可 いたしました。

## 日程第18. 認定第2号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第18、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別 会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、最初に一般会計歳入全般、次に歳出の款別に、次に特別会計、最後に審査意見書についてとし、通告順に行います。

それでは、最初に一般会計歳入全般について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、23番、山村博司君。

○議員(23番 山村 博司君) それでは、1点だけ質問をいたします。

歳入の21ページの1項使用料5目の土木使用料3節の住宅使用料、住宅使用料の収入未済額3,974万8,200円、非常に大きな金額であります。この中に説明が簡単に右の欄に書いてありますが、この件数とその理由、それから、今後、その未納額に対してどのような対策を講じて徴収していくのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(三重野精二君) 建設課長。
- **〇建設課長(佐藤 省一君)** 住宅使用料未済額3,974万8,200円につきましては、平成15年から平成19年度まで、5カ年間の未済金でございます。

詳細につきましては、挾間地区が192件、1,742万8,830円、庄内地区が147件、1,409万70円、それから、湯布院地区が104件で822万9,300円となっております。現在、督促状、催促状を送付し、納入のない者につきましては、訪問をしまして、納付方につきましてお願いと協議をしております。

これから、今後とも、各振興局と定期的に協議を重ねてまいり、未収金の回収に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- **〇議長(三重野精二君)** 山村博司君。
- ○議員(23番 山村 博司君) 課長にお尋ねしますけど、非常に、今後今から対応していくということですが、家賃とか住宅使用料を納めない人は、もう大抵決まった人と思うんですが、その徴収方法について慎重にあれして、金額も件数を見ると、挾間、庄内、湯布院にはかなり件数があるようですので、徴収するというのは大変難しいと思いますけれども、鋭意努力して、少しでも未済額を減らすように努力をしてほしいと思います。よろしゅうお願いします。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 次に、8番、西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) 最初に、税金のところなんですけども、税収で該当する納税義務者とか、あるいは自動車、軽自動車税について台数、あるいは法人税収については法人の1号か

らその他の法人の5、各会社の数等が、これまで口頭で報告されてたんですけども、今回、その報告が全くなかったし、備考欄もしくは主要な施策の中で、そういう説明欄があると非常にわかりやすいんだけども、それらが一切省かれてるんで、気にはなります。

今後、今までのやり方を変えて、この前みたいにわけわからん報告をするのも一つの方法かと思うんですけど、やはりきちんとわかるように、そういうなのは明らかにしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんですけど、その辺、どういうふうに考えるか教えていただきたいと思います。

2つ目は、年度末の2月26日にかなり収入で補正予算で上げてます。しかし、実際の決算を 見ると、収入調定した分を見ると、随分開きのあるものがあるんです。

逆に、収入調定はしてるけど、予算はかなり掲げてるけども、全く入ってないというのも幾つか見られます。そういうことについて、どういうふうに考えるかというのも、2点目にお尋ねしたいと思います。

戸別具体的なことで1件お尋ねしますけども、財産の貸付ちゅうんですか、土地の貸付収入が上がっています。39ページになるんかなあ、39ページ。――維入か、これは。雑入は違うなぁ。(「34」と呼ぶ者あり)34、(「37」と呼ぶ者あり)37……ごめんなさい、34、5ページに、財産貸付収入というのがあります。ここに、土地建物貸付料というのがあります。その下に城ケ岳の用地貸付収入というのがあります。よくわからんかったのが、収入未済額の96万円の分です。2カ年滞納してるということで上げられてました。そのことについて、よくわかるように教えてほしいというのと、説明が違ってたんじゃないかという異論も、議員の中から出てました。これに付随してお尋ねしたいんですけれども、旧庄内町時代から森林組合に用地を貸してるそうですけど、これが、いまだ伊万里木材に又貸しして、その収入がおかしいんじゃないかというのが、森林組合の理事会ので何か問題になったそうなんですけども、もちろん、無償で貸してるみたいなんですけども、それが又貸しして、闇金になってるということらしいんですけど、事実関係はわかりません。理事会で問題になるぐらいですから、当局の耳に行っていると思うんですけども、そのことについて、わかれは教えていただきたいと思います。

以上です。

## 〇議長(三重野精二君) 財政課長。

**〇財政課長(長谷川澄男君)** それでは、8番、西郡議員にお答えします。

まず最初の14ページですか、歳入の市税のところで、備考欄にもろもろの具体的な内容が示されてないということの御指摘でございますが、もうこれを表示するにあたっては、やっぱりどうしてもシステムの変更というものが伴ってまいります。これに経費がかかることから、次の決算書におきましては、主要施策の成果説明書、これで詳細にこの部分を載せるということでした

いと思いますので、(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)御了解願いたいと思います。

- 〇議長(三重野精二君) 産業建設部長。
- **○産業建設部長(荻 孝良君)** 森林組合の貸付地の件につきましては、事前に通告がありませんでしたので、答弁は控えさせていただきます。
- 〇議長(三重野精二君) 西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) 事前に通告してるか、してないかはともかく、承知しておれば、その辺若干答えてほしいんです。肝心なところなるとほとんど答えてないんですけど。これは、96万円については、ワイナリーということで説明しよったんですけども、同僚議員の話ではワイナリーじゃないというふうに言われたんですけども、そこ辺の事実関係についてをきちっとお答えしてほしいんですが、どうなんですか。
- **〇議長(三重野精二君)** 答えられんなら、答えられんでいいちゃ。 (笑声) 通告ないんなら、答 えられんごたら答えられんと言うてください。

農政課長。

- **〇農政課長(河野 隆義君)** 同様に通告をいただいておりませんので、お答えできません。 (笑声)
- ○議長(三重野精二君) いいですか。
- ○議員(8番 西郡 均君) その後も皆通告しちょらんのじゃが、こりゃ。(笑声)まいったのう。
- ○議長(三重野精二君) 西郡議員、いいですか。
- ○議員(8番 西郡 均君) いや、悪い。何が。(発言する者あり)はい、そうじゃね。
- 〇議長(三重野精二君) 西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) 今言った点については、委員会のほうで、その返答方を求めたい と思います。よろしくお願いします。
- ○議長(三重野精二君) 次に、9番、渕野けさ子君。
- **○議員(9番 渕野けさ子君)** 35ページをお開きください。

35ページの19款1項21目3節、2億1,152万6,914円、収入未済額が上がっております。

説明のときに、これは住宅資金貸付で湯布院町の分だというふうにお聞きしました。知っておられる方は知ってると思うんですけども、私は知らないので、こういうなったいきさつと、それから、このことに関して今後の予定といいますか、今後どうされるのかをお聞きしたいと思いますので、お願いします。

〇議長(三重野精二君) 人権・同和対策課長。

### ○人権・同和対策課長(衛藤 秀人君) 今の渕野議員の質問にお答えをいたします。

住宅新築資金等貸付金の本年度への繰越未納額は、貸付金元利収入2億1,152万6,914円のうち、2億1,071万1,114円でございます。

未納額のすべては、旧湯布院町において、昭和50年から55年に貸し付けられた住宅新築資金、次に、住宅改修資金、宅地取得資金でございます。全貸付総数は44名の方に、貸付金総額3億2,999万6,749円を貸し付けております。これは利子を含んでおります。貸付時におきまして、連帯保証人等は設けておるものの、親子であったり、借受者同士が保証人になっているというような状況がございます。

平成19年度末における滞納者総数は34名、112件、そのうち分納しておる者2名、滞納しておる者18名、その他、死亡あるいは行方不明でございます。14名の状況でございます。

経緯としまして、旧湯布院町が平成15年7月18日に顧問弁護士に対しまして、住宅新築資金等にかかわる債権の状況について相談した経緯がございます。

それによりますと、1点目としまして、昭和60年に仮執行宣言つき支払い命令が出たが、返済に応じない者に対して10年間の差し押さえ、承諾書を取るなど、法的手段を取っていないために、貸し金債権は消滅時効にかかるものが多々あるということ。

2番目に、催告書は有効な手段であるが、6カ月以内に裁判上の手続を取らなければ、時効の 中断の効力を生じないということ。

3番目に、本人死亡の場合の相続人への請求については、長期にわたって債権回収の行使をしていなければ、時効による債権消滅を主張される可能性が非常に強いこと、等の指摘がございました。

その結果、旧湯布院町、そして、由布市におきましても、これまで債権の放棄をしていない経 緯がございます。

なお、住宅新築資金にかかわる起債の償還でございますけれども、平成10年ですべて終了を しております。

以上のことから、今後の対応を次のように考えておるところでございます。

債権の有効性、無効性を個々に確認して、少しでも多く返還されるような最大限の努力が必要であるということ、それをもとにしまして、今後の債権処理に向け、次のような調査を実施したいということでございます。

1番目に、滞納者一人一人の債権にかかわる調査、これをいたします。そして、これは請求権 の有効性、無効性というものの判断材料になろうと思います。

次に、死亡者の相続にかかわる状況の調査でございます。これも同上でございます。

3番目に、滞納者の実態調査、いわゆる生活の状況調査といいますか、生活保護であるとか、

あるいは、破産宣告を受けておるとか、あるいは、生活の困窮状況等を調査したいということで ございます。

最終的には、それぞれの債権について個々に弁護士に相談の上、言葉が適当ではないかもしれませんけれども、債権放棄などを今後検討しなければならないということでございます。

以上、お答えいたします。

- 〇議長(三重野精二君) 渕野けさ子君。
- ○議員(9番 渕野けさ子君) 大変済みません、私の所管の委員会でしたが、その内容がちょっとよくわからなかったので、課長に今答えていただきました。

大変、昭和50年からといいますと、根が深いといいますか、人権の課長がお答えですからい ろいろ御事情があろうかと思いますが、また、委員会のほうで尋ねたいと思います。私、それを 知らなくて、きつい質疑を出してたものですから、私の所管でしたので、ありがとうございまし た。

○議長(三重野精二君) これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。

8番、西郡均君。

○議員(8番 西郡 均君) 先ほどの補正のときに若干言ったんで答弁されなかったんですけども、その他の手数料をまとめて何百万円も上げてる部分もあれば、手数料の中でもクリーニング代とか2,000円から上げてる部分もあるんです。だから、ちょっといい加減過ぎるんじゃないかと、その他の手数料の書き方が。そのことについてはどういうふうに考えるのか、教えていただきたいと思います。

それと、全部共通するんですけども、予算の流用について――流用の額が間違っているのをちょっと指摘したいと思います。どこやったかなあ。それは歳出か。歳出のとき言う機会がないわな、出してないけん。

- 〇議長(三重野精二君) 今が歳出。
- ○議員(8番 西郡 均君) 実は、うちの所管の社会福祉総務費です。流用額総額が61万円にもかかわらず、流用は20何万何ぼになってるんですけど、それはまたともかくとして、総務費の中では、あと聞くのは何だったけかな。(笑声)ないですね。(笑声)

予備費の流用については、該当する備考欄のすぐ下に、それを書くべきだというふうに思うんですけども、突拍子もない一番下に書いてるから、どこに流用したかちゅうのがわかりにくいんです、何に流用したかちゅうのは。だから、その辺についても御回答をお願いしたいと思います。以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 財政課長。
- ○財政課長(長谷川澄男君) 先ほどの予備費の基金の備考欄の記載の方法ということでございますが、これも、さっきの歳入と同じような理由でございまして、現行のシステムでは、どうしても予備費の充用については一番下に出るというような形になっていまして、これを該当する節の下にというのには、やっぱり費用が伴ってまいります。そういうことから、私どもとすれば、主要成果の説明書で、予備費についての具体的なことを載せておるような次第ですので、これで御了解をいただきたいと思います。
- ○議長(三重野精二君) いいですか。
- ○議員(8番 西郡 均君) まあ、よくはないけど、答えんのやろ。通告してない。
- O議長(三重野精二君)
   次に、4款衛生費について。

   5番、佐藤郁夫君。
- ○議員(5番 佐藤 郁夫君) これは、我々の所管も少しあるんですが、ちょっと方針に係る部分で、市長の方針をどうしても聞かなきゃいけないという部分ございますから、市長にお聞きをします。

83ページの負・補・交で、花いっぱい推進事業でございます。ことしは国体推進課、各振興局、それから、環境課、これ衛生部分ですから、環境に入れておりますけれども、この事業を、本年はおもてなしの心の中で、国体に来ていただいた皆さん、そういう花いっぱいを含めて、かなりできたと私は思います。

しかしながら、来年度になりますと、市の全体で、恐らく、今後活動方針また運営をして事業を続けていくと思いますから、何かで――当初予算ですよ、何かで組んで、どういうことまでやられるのか。それと、1点だけ、ちょっとお聞きをしました。今、国道を今回昇格したために、前は、そういう河川敷、のり面を含めて協定書等は土木事務所で協定して、お借りをしてた状況でありますけれども、今は、国交省との協定を結ばなければなりません。そういう状況の中でいけば、道路関係行政部門がやはり必要だと。と申しますのは、崩壊とか、いろんなつくったときに壊れたり、修繕をする必要のある部分もあるそうです。ボランティアの皆さんが心配して、やはりきちっと由布市内すべてで行うんであれば、そういうところの、やはり関係課が予算を組んで、協定書等もきちっと結んで、そして、そういう事業を続けたらどうかと、そういうボランティアの皆さん、全部ボランティアできません。これは、ほんと基本的には、市が体制をきちっとして、そして、ボランティアできません。これは、ほんと基本的には、市が体制をきちっとして、そして、ボランティアの皆さんに種まきから防除というぐらいで、後の管理とかいろんなやはり対応は、やはり市がきちっとしなければ、これはボランティアと言いながらすべてができないわけでありますから、そういう点を含めて、市長にきちっとした、やはり対応というのを示していただきたいということで、質問、質疑をしましたので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(三重野精二君) 市長。
- ○市長(首藤 奉文君) 花いっぱい運動、議員ご存じのとおり、庄内町時代から花を植えて、そしてまた、温かい心を育てていこうということで、これまで取り組んでまいりましたし、由布市になりましても、由布市全体に、この温かい花いっぱいの心を育てていきたいと、花を植えることによって、やっぱり皆さんがほんとに和んでくるし、融和も図られてくるというふうに考えております。

そういうことで、国体も契機でありましたけれども、それぞれの町で、花いっぱいの取り組みがなされてきていることを大変うれしく思いますし、これは、今後、花いっぱい運動をぜひ続けていくというふうに、私は考えております。

所管課につきましては、現在、国体の関係とかいろいろありましたので、今後、関係課長集めて、どの課が所管をして、そして、どういう形でやるかということについては、今後具体的に取り組ませていきたいというふうに考えております。

土木事務所と国交省という所管の違いも今度あらわれておりますので、その点も含めて、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長(三重野精二君) 次に、8款土木費について。

1番、小林華弥子君。

〇議員(1番 **小林華弥子君**) 土木費、2件御質問をいたします。

決算書では99ページになるんですが、市道草刈り業務の委託料なんですけど、この決算書よりも成果説明書のほうの50ページに、これの部分の実績が書いてありますが、自治区が行った市道の草刈りに、単価1メートル当たり2.35円補助を出したということで、実績が出ています。

ただ、この実績の内訳が、挾間48自治区、庄内31自治区申請があったのに対して、湯布院 地区が5地区しかないので、これ、ちょっと極端に湯布院が自治区で市道草刈りの補助金を申請 してないのは、何か理由や経緯があるのか、もしわかれば教えてください。

- 〇議長(三重野精二君) 建設課長。
- ○建設課長(佐藤 省一君) 庄内、湯布院につきましては、合併前の草刈りにつきまして補助金を出しておりませんでした。補助金は挾間地区しか出しておりませんでした。それで、今回、挾間地区を出すということで、庄内町、湯布院町の自治委員のほうに草刈りのしたところにつきましては申請書を出させましたが、湯布院地区につきましては、5地区しか出ておりません。

以上です。

- **〇議長(三重野精二君)** 小林華弥子君。
- **〇議員(1番 小林華弥子君)** いや、それがどうして……庄内も旧町のときに出してなかったの

を出すようにしたら、庄内のほうから31自治区もみんな出してきたわけです。何か、例えば、その振興局ごとに各自地区に伝え方がよかったから庄内のほうは出してきたとか、湯布院のほうはそこをしてなかったとか。極端に少ないのでどうしてかなというのが理由がわかれば、もうちょっと湯布院も周知が徹底していれば、もうちょっともしかしたら申請があったんじゃないのかなあと思うんですが、そこら辺。

ごめんなさい、それともう1個、私、8款でもう1個通告を出してましたので、それも一緒に聞いたほうがいいですか。

もう一つは、これも同じ道路維持費なんですけど、市道の維持工事の工事費については、当初では9,000万円ぐらいしか上げられないのが、財源がないので補正で上げていて、結局1億数千万ぐらいかかってるわけです。これも、成果説明書の51ページで、市道の維持工事90件やったと、これが利用者からの要望があった箇所などを中心にやってきたということなんですけど、毎年毎年、こういう、どこを維持補修の工事をするかというのが、例えば、陳情や請願が採択されたものからやるとか、何か計画的に順番があってやっているのか、それとも、もうその時々でやってるのか、その道路維持管理の計画性というのがちょっと全然見えないので、そういう判断はどういうふうにしていらっしゃるのか教えてください。

## 〇議長(三重野精二君) 建設課長。

**〇建設課長(佐藤 省一君)** 市道の草刈り申請につきましては、自治委員文書で配付しております。本来でありましたら、各自治委員会等で言うのが筋だったんですが、その当時、自治委員会もなかったということで、文書で回覧をいたしております。

それから、市道の維持補修につきましては、各自治委員さんより申請が出ております。緊急度、 重要度を判断しながら選定をしておりますが、湯布院、庄内につきましては、各振興局と協議し ながら、維持補修につきましてやっております。

以上です。

## 〇議長(三重野精二君) 小林華弥子君。

○議員(1番 小林華弥子君) 3回目ですか。市道草刈りの分、文書出したと、一番聞きたいのは、どうして湯布院だけ少ないのかとことなんです。3町それぞれ同じように自治委員さんに文書を出してても、湯布院だけ申請が極端に少ないので、その言い方が違ってたんじゃないのかな。文書は、その3町とも同じように自治委員さんに渡してたんだと思うんですけど、特に、庄内なんかは、初めて補助金が出ますよということを十分周知徹底させているから、これだけ出てると思うんです。何か、湯布院のほうが周知徹底ができてなかったんじゃないかと思うんで、その違いが何かあったんじゃないかというところを、どういうふうに認識されているのかということです。

それから、あと、改良工事も自治委員さんたちの名前で陳情、請願が出ている、要望の強いものからというのなんですけど、これ、全般的なことなんですけど、そういう道路事業なんかは、声を出して言ったもん勝ちみたいなことで、私、非常によくないんではないかなと、やっぱり全体を見渡して、要望が出ているところも出てないところも当局が把握して、緊急度が高いものの、例えばリストアップをしていって、今年度はこれだけの部分をやりますということが上がってくるような、そういう計画的な道路事業が必要なんじゃないかなと思いますけれども、そういう計画性を立てていくというような考えはないんでしょうか。

- 〇議長(三重野精二君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(荻 孝良君) 道路の草刈りの件について、昨年、自治区にすべて回覧を回しました。その中で、湯布院が極端に少ないと言われるのは、かなりの部分が、湯布院が河川の草刈りとあわせてやってる部分がございますので、そういう自治区の方からは、たしか2円30銭ぐらいだったと思います。自分ところの自治区内の草刈りのあれをカウントしたとき、2,000円とか3,000円しかならないと。だから、もう草刈りの中でやりますから結構ですという御返事は、かなりいただいております。

それから、これは蛇足ですが、先ほど道路維持の優先順序といいますか、やる順位について、 昨年は、今までは、それを、地区の道路については地区の方が一番詳しいわけです。そういうよ うな方から、自治委員さんを通じて、建設課のほうに要望等が上がってきます。その中で、私ど もの職員が現地調査を行って、荒れてるところとか、危険な箇所とかいうのを優先をしてやって きてございます。

というのも、いろんな形で地域の協力、あるいは用地の協力をお願いしなければならない部分がかなりありますので、自治委員さんを通じて言われてきたもの、あるいは、私どもの職員が巡回中に気がついて、危険度ある部分について補修というような形で、行ってまいっております。 以上です。

- ○議長(三重野精二君) 次に、簡易水道事業特別会計について。8番、西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) これは、従来から言ってることなんですけども、要するに、歳出の款項目が、総務管理費で一括して全部上げてるんです。これでは、ちょっとよくわからんと、きちっと維持管理や大型の改良分については、ないからいいようなもんだけども、それを別にすべきじゃないかというふうに前から言ってると思うんですけど、その辺を検討されたかどうか。
- 〇議長(三重野精二君) 水道課長。
- **〇水道課長(目野 直文君)** 8番議員さんへお答えします。

御指摘の件につきましては、21年度予算におきまして、総務管理費なり維持管理費等の区別

をするように、設定を今図っているとこでございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、主要施策の成果説明書について。9番、渕野けさ子君。
- ○議員(9番 渕野けさ子君) 主要施策の説明書の12ページだったと思います。

団塊の世代等の促進とか、パワー活用の事業、45万円、45万円なんですけども、「公募により」というふうに、2つ項目があります。どのとありますけども、ほかに応募したところはあったのかどうか、そして、どのような公募の仕方をされたのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(三重野精二君) 総合政策課長。
- 〇総合政策課長(島津 義信君) お答えをいたします。

応募団体は、挾間みらいクラブのみで、他に応募はございませんでした。

公募の方法につきましては、市報の5月号およびホームページに掲載するとともに、市内のN PO法人に周知するために、登録団体に文書発送をし、応募の呼びかけも行ったところでござい ます。

以上でございます。

- 〇議員(9番 渕野けさ子君) いいです。
- ○議長(三重野精二君) 次に、決算審査意見書について。 まず1番、小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) 通告の中で、決算意見書のほうで、先ほど質問があった住宅資金 貸付金について、意見書の25ページに懸案事項となっているということがあったから、どうい うことかというのを聞こうと思ったんですけど、先ほどの答弁でわかりましたので、ここの部分 は結構です。

それ以外に、意見書で、各項目で、保育料の滞納とか水道料の滞納、あるいは農業集落利用料 の滞納なんかが非常に深刻であるというふうに、たびたび、ここを指摘をされています。

これについて、逆に税のほうは、今年度、今回徴収率が上がって、非常に努力の跡が見られて、専門指導員も置いて、成果が上がったというふうに非常に誉めてらっしゃいますけど、税じゃなくて、料のほうの滞納が非常に深刻であると、これについては、更なる解消に努められるよう要望するということしか書いてないんですけども、監査として、以前は、税と料の一体徴収みたいなことを考えたらどうかという意見がついてたんです。それが、その後、全然税のほうだけ収納を上げようとしている努力は見られるんですけど、一体徴収みたいなことをもうやらない方向なのか。監査指摘からも外されているので、そこら辺はどういうふうに考えられたのかなあということが1点と、あと、特に、水道料の徴収なんかは、例えば50ページに給水停止も視野に入れて、安定収入の確保に努められたいというふうにありますけれども、給水停止というのは、非常

に大変なことで、悪質滞納者なのか、ほんとにこれ、水道ってライフラインですから、本当にやっていけないのかという、払えないのかというところの見極めはどんなふうにしていくのかと、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(三重野精二君) だれが答えますか。代表監査委員。
- **〇代表監査委員(佐藤 健治君)** 代表監査委員、佐藤です。1番議員さんの質問にお答えいたします。

収納課というのがありますが、そこで全部を収納するというのは、非常に不可能に近い状態です。その辺を監査といいますか、決算審査ではお願いはいたしておるところですが、非常に難しいのが現状です。

そういうことがわかりながら、それを一体的に全部やれというのは、職員も現在の人数で非常 に難しい状態というのが伺えました。

それと、水道料の給水停止、このことにつきましては、簡易水道条例の中にもございます。 35条ですか、給水停止ということがございますので、これにつきましては、やはり生活に関連 することでございますので、3カ月滞納したときに、それじゃどうするのかということになろう かと思いますが、本人に水道課に来てもらって、十分な協議をして、話をした上で、そうしなき ゃいけないんじゃないかと。

市においても、給水停止に関する要綱、そういうものも定めてあるやに聞いております。それで、そういうものを活用しながら、今後取り組んでいってもらいたい。これは、簡易水道のみならず、水道事業会計のほうも、そのようなことが必要かと思います。

そういうことで、極力、収納対策、それを進めて、利用者の公平を期するためにやってもらい たいということを申し上げております。

以上です。

- **〇議長(三重野精二君)** 小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) 代表監査がかわられたので、前のことを言うと申しわけないんですけど、税と料の一体徴収については、監査の立場からはぜひ一体徴収のために検討して、何とか進めなさいという意見がずっとついてたんです。だけど、今代表監査が言われたように、現場の収納課としては、税の専門的な知識といろいろあるからなかなか難しいんだと。現場の課が、そういうふうだったので、なかなか進まなかったんです。でも、それでもやっぱり税と料一体徴収をするということを考えたほうがいいんじゃないかと、毎回意見をそっちの立場で監査はずっと言い続けてきてたんです。

具体的に、例えば、じゃ、収納課が全部料まで徴収できなくても、税金を滞納している人は、 そういうような利用料や使用料も滞納している人が多いから、そういう情報だけでも横断的に課 と課が情報をやり取りして、滞納のところに行くときに、例えば税の滞納に督促に行くときに、 その料の課の人も一緒についていくとか、そういうことぐらいはできるんじゃないかみたいな、 いろんなアドバイスが過去監査で指摘されてたんです。

だけど、今の代表監査のお答え聞くと、何か監査のほうから、もうそっちは難しいからやらなくてもいいんだというふうに方向が変わってしまったのかなあと非常に感じたんですけど、現場の難しさはもちろんわかりますけど、それでも、やっぱり、そういう一体徴収というのを目指したほうがいいというふうにお考えになっていらっしゃるのかどうかというところを。

それで、あと逆に、担当課のほうは、行政側としては、それはどうなんでしょう。進めたい、 できれば進めたい方向にいるのか、いや、もうそれは、一体徴収は目指さないという方向なのか、 どういうふうに考えなんでしょうか。

- 〇議長(三重野精二君) 総務部長。
- ○総務部長(大久保眞一君) 御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、徴収を一体的にするというのは、これは徴収の法の根拠が違いますので、 なかなか一体的にできないという事実がございます。

しかしながら、議員御指摘のように、情報をやはり共有するということは、これは大切なこと であろうと思いますので、うちの組織の中で収納対策会議という会議がありますので、その中で、 そういう情報の共有して、徴収率の向上に努めていきたいというように思っております。

- 〇議長(三重野精二君) 代表監査委員。
- ○代表監査委員(佐藤 健治君) 私が先ほど申し上げたのは、今、総務部長がお答えになった内容でございますが、やはり水道料の滞納といいますと、やはり水道条例に基づいて、いろいろなことが伴います。

そういうことから、非常に難しい、また、住宅使用料の滞納についてもしかりでございます。 非常に、その滞納の整理、どれを主眼にしてやるかということになってきますので、非常に、そ の収納課の職員が、この条例、法令、全部会得していなければやれない仕事と思っておりますの で、そこまで職員が短期間、3年間そこにおるとなれば、1年間で全部をマスターすればやれる ことですが、非常に難しいなという感じをいたしております。

以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 小林華弥子君。
- ○議員(1番 小林華弥子君) 最後だから……最後ですよね。難しいのはわかってるんです。簡単だったら、もうやってると思います。

だけど、難しいけど、やったほうがいいんだと、何とか難しいけど、ぜひそっちに調整してくれと言ってたんです、今まで監査委員はずっと。それを、代表監査のほうが直々に難しいから、

難しいからできな、できなって、それは担当側が言うんだったらまだわかるんですけど、逆じゃなかと思うんです。実際に難しくても、全国でそういうことを力を入れてやってるところは幾らでもあるわけです。そういうことを、代表監査は難しいとは思う、すぐにはできないとは思うけど、ぜひそっちに向って、一体徴収を目指してくれというふうに言ってたことを、いや、難しい、難しいって後退したら、ますますできなくなるんじゃないかなと思うので、そこは難しいからできないとかじゃなくて、難しくてもやったほうがいいと思うのかどうかを言ってほしかったです。

- 〇議長(三重野精二君) 代表監査委員。
- ○代表監査委員(佐藤 健治君) 1番の御質問にお答えいたします。

私は、そのように、収納課というものを設置されておるんだから、それはできないかということも言っておりますが、非常に先ほど申しました個々の条例、そういうものがありますということですので、当然にして、体制を強化してやることにやぶさかではございません。

- 〇議長(三重野精二君) 次に、25番、丹生文雄君。
- ○議員(25番 丹生 文雄君) それでは、意見書の61ページをお開きください。

結びの中に、監査委員の決算審査の概要、それから、もう一番下、(3)になりますが、農業関係の補助事業において消費税の還付問題が発生し、由布市が立てかえ払いを行っている。これについては毅然した対応を行い、早期解決を求める。かなり厳しい言葉で表現をされておりますが、現在、この問題についてどうなっているのか、詳細に説明を求めます。

- **〇議長(三重野精二君)** 農政課長。
- **〇農政課長(河野 隆義君)** 当事者のほうには、19年の12月28日を、金額の御質問もありますが、906万2,345円の納入通知をしております。

その後、納入がございませんで、本人から3月14日に、逆に、この納入についての協議が農政課のほうにございました。その時点で、納入をしていただく意向は確認はできておりましたが、引き続いて、納入がございませんでしたので、5月になりましてから直接面談を申し入れをいたしまして、その協議の結果、毎月ということではなくて、近く収入があるので、その時点でまとめて納入をするというような意向でしたけれども、当初の納入通知が12月28日ということでお願いしてありましたので、納入の意向を示してほしいと、誠意を示してほしいというようなお願いをした結果、月々5万円を、では当分の間、入れていこうということで協議が整っていたんですが、その後も納入がございませんで、結果的に再三、その後も納入をお願いしてきたんですが、結果的には、11月の18日に、7月から11月までの5カ月分をまとめて納入をいただいております。

以上でございます。

〇議長(三重野精二君) 丹生文雄君。

- ○議員(25番 丹生 文雄君) 金額は幾らですか。
- 〇議長(三重野精二君) 農政課長。
- ○農政課長(河野 隆義君) 済みません、言葉が足りませんでした。
  月々5万円ということで、分納をしていただくという協議が整っております。
- ○議員(25番 丹生 文雄君) かなりの、由布市にとりましても、900万円超の立てかえを しておるわけですけど、決して、由布市は財政が楽ではありません。この返済、解決をいつごろ までに解決をしたいと考えておられるのでしょうか。
- 〇議長(三重野精二君) 農政課長。
- ○農政課長(河野 隆義君) 期限を明確にはお答えできませんが、もともと納入通知の期限は 19年の12月28日ということでございますので、早期の納入を今後もお願いしていく、予定 にしております。
- 〇議長(三重野精二君) 丹生文雄君。
- ○議員(25番 丹生 文雄君) 今、3回目やろ、ええんやろ。

もう最後になりますけども、なかなかこれだけ納入できないことも、私も今感じましたけれど も、この事業は順調に行っておるんでしょうか。

- 〇議長(三重野精二君) 農政課長。
- **〇農政課長(河野 隆義君)** 順調に行ってないという事実は確認ができておりません。 以上です。
- 〇議員(25番 丹生 文雄君) もういいです。
- ○議長(三重野精二君) 以上で、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入 歳出決算の認定についての質疑を終わります。

それでは、報告第7号、議案第80号から議案第95号まで及び認定第2号の計18件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各委員会での慎重審議をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時とします。

午後 1 時50分休憩

# 午後2時00分再開

〇議長(三重野精二君) 再開します。

お諮りします。去る11月26日の議会運営委員会以降、本日までに請願2件、陳情1件を受理しております。

また、市長より、議案1件が提出されております。ついては、この請願・陳情について及び議 案1件の2件を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、請願・陳情について及び議案1件の2件は追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。

### 追加日程第1. 請願・陳情について

- ○議長(三重野精二君) それでは、追加日程第1、請願・陳情についてを議題とします。 議会事務局長に、その請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。
- ○事務局長(野上 安一君) それでは、朗読をいたします。

お手元の資料を見ていただければと思います。

平成20年第4回由布市議会定例会請願文書表(追加)、請願者、陳情者及び紹介議員の敬称につきましては、省略をさせていただきます。

受理番号18、受理年月日、20年11月28日、件名、日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願、請願者住所・氏名、大分市古ケ鶴〇丁目〇番、氏名、大分県平和委員会代表日高幸男、紹介議員、西郡均。

受理番号19、受理年月日、20年11月28日、件名、「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願、請願者住所・氏名、竹田市大字福原〇〇〇〇番地、氏名、大分県農民運動連合会代表阿部浩三、紹介議員、西郡議員です。

陳情につきまして、朗読いたします。

20年第4回由布市議会定例会陳情文書表(追加)、受理番号5、受理年月日、20年11月 26日、件名、インフルエンザ菌B型ワクチン(Hibワクチン)の無料化に関する陳情書、陳 情者住所・氏名、大分市大字下郡〇〇〇番地の〇、大分県保険医協会会長松山家久氏、以上で ございます。

○議長(三重野精二君) ただいま議会事務局長が朗読をいたしました受理番号18、19の請願、 受理番号5の陳情は、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表及び陳情文 書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

#### 追加日程第2. 議案第96号

〇議長(三重野精二君) 次に、追加日程第2、議案第96号由布市国民健康保険条例の一部改正 についてを議題とします。 提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(首藤 奉文君) それでは、ただいま上程されました議案第96号由布市国民健康保険条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

来年1月1日より、産科医療補償制度が創設されることを踏まえて、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加する場合が多く見込まれることから、出産育児一時金等の支給額を見直す、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、今月5日に公布されました。

それに伴い、現行の出産育児の一時金35万円に3万円を上限として加算するため、条例の一部を改正するものであります。

私からは以上でありますが、詳細につきましては、担当課長が説明をいたします。

- ○議長(三重野精二君) 次に、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。
- **〇健康福祉事務所長(立川 照夫君)** それでは、お手元の議案第96号をお願いいたします。

由布市国民健康保険条例の一部改正について、由布市健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年12月1日提出、由布市長。

提案理由、産科医療補償制度が創設されることによる、健康保険法施行令等の一部を改正する 政令の施行に伴い条例の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

次のページ、新旧対照表のほうをお願いいたします。

内容につきましては、さきの全員協議会で御説明したことと思いますけども、第3条に、現在の出産育児の一時金として35万円を支給しておりますが、改正案といたしましては、これに3万円を追加して、38万円とするものでございます。

施行につきましては、平成21年1月1日からの施行でございます。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 以上で、議案第96号の提案理由の説明が終わりました。

これより議案第96号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

- ○議員(8番 西郡 均君) 提案理由の中にある、健康保険法施行令等の一部を改正する……。(「所属委員会」と呼ぶ者あり) ああ、そうや。
- **○議長(三重野精二君)** 西郡議員、所管の……。(笑声)これ、次、質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

それでは、議案第96号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の 議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。委員会での慎重審議をお願いいたし ます。 \_\_\_\_\_\_•\_\_\_•\_\_\_•

# ○議長(三重野精二君) これで本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、質疑がすべて終了しましたので、12日予定の本会議については考案日とします。 次回の本会議は、19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労様でございました。

午後2時10分散会